問い合わせ

€越前町暮らしの便利帳



越前町ガイド 🔿

いざという とき

18

6

公共交通

23

届出·証明

24

27

税金



保険・年金 😽 29

健康•福祉

34

教育

44

生活·環境· 相談

46

議会・選挙

52

生涯学習・ 🏃 文化・スポーツ 🍾

生活ガイド



58

54



越前町×サイネックス



快適なまち 機の











越前町役場

〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中13-5-1

☎0778-34-1234

ホームページアドレス

http://www.town.echizen.fukui.jp

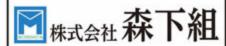
携帯サイトはこちらから

http://www.town.echizen.fukui.jp/mobile/



バーコードリーダー 機能つきの携帯なら、QRコードからも アクセスできます。

土木工事業 舗装工事業 管工事業



越前町天宝1-6-1

TEL 0778-34-0068 FAX 0778-34-1829

e-mail s.morist@muse.ocn.ne.jp



福井村田製作所

武生事業所

越前市岡本町13-1 (0778)23-2111

宮崎工場

丹生郡越前町小曽原108-100 (0778)32-2500







土木工事一式 解体工事

資材部[山土・庭土・陶土販売]

⑩ 國成建設株式会社

代表取締役 橋本 幸宏

〒916-0255 丹生郡越前町江波第89号50番地の1 TEL(0778)32-3226 FAX(0778)32-3392

E-mail kuninari@am.ttn.ne.jp



TEL 0778-36-0254 FAX 0778-36-1573

E-mail:yamaken@kore.mitene.or.jp



「越前町暮らしの便利帳」発刊にあたって

越前町は、平成17年2月に、旧朝日町、旧宮崎村、旧越前町、旧織田町の4町村の合併により誕生し、今年で18年目を迎えました。越前がにや越前水仙、越前焼など、県を代表するブランドを数多く持ち、自然や伝統文化にあふれ、こうした魅力を活かした交流人口や住人口の拡大を図るとともに、「人にやさしく 地域にやさしい まちづくり」をめざし、現在お住まいの皆様にも「越前町に住んでいてよかった」と思っていただけるようまちづくりを進めています。

さて、この「越前町暮らしの便利帳」は、株式会社サイネックス様と官民協働 事業として、平成29年に制作・発刊し、充実した内容と冊子ならではの情報の 見つけやすさから、町民のみなさまよりご好評をいただきました。このたび、 発刊より5年が経ったことから、各種制度の改正や、役場新庁舎の完成および 組織変更による課名の変更等を反映し、掲載内容を刷新することといたしま した。



越前町長 青柳 良彦

町民のみなさまには、新しくなったこの「越前町暮らしの便利帳」をお手元に置いていただき、日々の生活の情報源としてご活用いただければ幸いです。

最後に、本冊子作成にあたり、趣旨に賛同いただき、ご協力を賜りました町内事業者様をはじめとする 関係者のみなさまに厚くお礼申し上げ、発刊にあたってのご挨拶とさせていただきます。



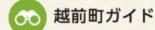
Echizen Town Life Guide Book Index

越前町 暮らしの便利帳 インデックス



発刊にあたって	1
インデックス	2
ライフサイクルインデ	ックス 4





6



防犯・防災・省エネ対策から 「住まいのお困りごと」まで
MH0771VLMされ
窓ガラスにフィルムを貼るだけで安心・安全♡ ガラス用フィルム施工技能士が施工します。
その他営業品目 ○新型コロナウイルス対策品 販売
●
ライフガード越前朝日 対象
携帯:090-2030-3982 (山崎)

FAX:0778-34-5687 mail:info@lg-echiasa.com HP:http://www.lg-echiasa.com

ال <u>(ا</u>	ざというとき	18
防災情報		18
地震対策		18
津波対策		19
風水害·土	砂災害対策	20
防火対策		21
避難所 …		22
災害用伝言	言ダイヤル (171)	
について		22
災害用伝言	言板サービス	22
交通安全		22

(二) 公共交通	23
コミュニティバス	. 23
⑤ 届出・証明	24
窓口受付	
農地に関する届出	. 26
※ 税金	27
町税の種類	. 27
納付	. 28

広告

お任せください!

当社は宅地分譲から不動産の売買、仲介まで行える丹南地区に根付いた



ホームページにて

お気軽にお問い合わせください 00778-34-0147



越前町気比庄29-6-3 福井県知事免許(7)第1159号

保険·年金	29
国民健康保険	. 29
介護保険	. 30
後期高齢者医療制度	. 32
国民年金	· 32
健康•福祉	34
医療サービス	. 34
障がい者医療	. 34
身体障害者手帳·療育手帳· 精神障害者保健福祉手帳 …	. 34
障害福祉サービス	. 35
障がい者手当	. 36
福祉相談支援	. 36
福祉事業一覧表	. 36
母子の保健	. 37
予防接種	. 39
成人の保健	. 40
結婚支援	. 40
子育て支援	. 40
保育所・認定こども園(私立5園	43
教育	44
小学校・中学校	. 44
教育制度	. 44
通学支援補助	45
生活・環境・相談	46
ごみの分け方・出し方	46
家電リサイクル制度	46
野焼き	. 46

ペット	47
衛生害虫	48
有害鳥獣の被害	48
除雪	48
上下水道	48
浄化槽	50
斎場	50
暮らしの相談	50
クーリングオフ制度	51
住宅支援制度	51
空き家対策補助制度	51
****** 議会・選挙	52
議会	52
074 ZA	
明るい選挙推進協議会	53
生涯学習・	
生涯学習・ 文化・スポーツ	54
生涯学習・文化・スポーツ	
生涯学習センター	54
生涯学習センター 町立図書館	·· 54
生涯学習センター 町立図書館 文化歴史館	·· 54 ·· 55 ·· 56
生涯学習センター 町立図書館	·· 54 ·· 55 ·· 56
生涯学習センター 町立図書館 文化歴史館 スポーツ施設	·· 54 ·· 55 ·· 56 ·· 56
生涯学習センター 町立図書館 文化歴史館	·· 54 ·· 55 ·· 56
生涯学習センター 町立図書館 文化歴史館 スポーツ施設	·· 54 ·· 55 ·· 56 ·· 56
生涯学習センター 町立図書館 文化歴史館 スポーツ施設	··· 54 ··· 55 ··· 56 ··· 56 58 ··· 58
生涯学習センター 町立図書館 文化歴史館 スポーツ施設	·· 54 ·· 55 ·· 56 ·· 56 58 聚を掲載 長寸。 ·· 58
生涯学習センター 町立図書館 文化歴史館 スポーツ施設	·· 54 ·· 55 ·· 56 ·· 56 58 聚を掲載 *· 58 ·· 58
生涯学習センター 町立図書館 文化歴史館	·· 54 ·· 55 ·· 56 ·· 56 58 聚を掲載 表す。 ·· 58 ·· 60 ·· 61
生涯学習センター 町立図書館 文化歴史館 スポーツ施設 生活ガイド ※生活ガイドは、暮らしに役立つ情報 しており、有料広告ページとなりを 健康マップ 医療機関リスト 越前町商工会 ボージを なりま	·· 54 ·· 55 ·· 56 ·· 56 58

ID FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

- 広告



お仕事募集中

公益社団法人 越前町シルバー人材センター TEL.34-1183 FAX.34-1210 E-mail:echizen@sjc.ne.jp

一会員募集中





保育備品・遊具・雄科メーカー パニオン工芸 株式会社

福井本社

越前町三崎 26-46

TEL: 0778-36-0068 FAX: 0778-36-0168

横浜営業所

神奈川県横浜市西区久保町 6-15 三枝ビル 802 TEL: 045-334-7663 FAX: 045-334-7664

http://www.panion.jp/ (一社)日本公園施設業協会会員





トライアード株式会社

広告

新車·中古車販売·車検·鈑金

越前町気比庄43-7

☎0778-34-5627 FAX0778-34-5647

新築・リフォームから 土木工事まで

建設のことならおまかせ下さい! 水道施設工事・塗装工事・解体工事

総合建設業

土木工事・建築工事・給排水工事 衛生設備工事・空調設備工事 水道施設工事・塗装工事・解体工事

下才夕建設祥式会社

本社 越前町織田161-22

TEL(0778)36-1155代 FAX(0778)36-1157

Life Cycle Index

ライフサイクルインデックス

暮らしに役立つ 情報がスムーズに 探せます。



- 広告 -

福井県を中心に新築注文住宅をご提供している工務店です。

新築の規格住宅、古民家再生、一般リフォームも承っています。

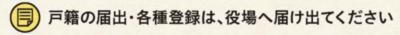
- ●出生届…P24
- ■国民健康保険…P29
- 母子健康手帳…P37
- 妊婦健診…P37
- 児童手当など…P40
- ●乳幼児健診…P37
- ●予防接種···P39
- 子育て支援センター…P42
- 保育所…P43











赤ちゃんが生まれたら 出生届…P24

> 生まれた日から 14日以内に届出

(目) 結婚したら 婚姻届…P24

届け出た日から効力

(三) 家族が亡くなったら 死亡届…P24

> 死亡の事実を知った日 から7日以内に届出







- ●後期高齢者医療制度…P32
- 国民年金…P32

●介護保険…P30

● 福祉事業…P36





- 予防接種…P39
- ●各種健(検)診…P40
- スポーツ施設…P56

- 広告 -

TEL: 0778-34-2525 / FAX: 0778-34-2027 [HP] https://matsutako.co.jp/

越前町気比庄 3-1

本 するなら

MATSUTA HOME

一般建設業許可 福井県知事 許可 (競-2) 第11406号 產業廃棄物収集運搬 許可番号 01805215162

見積り無料!お気軽にお問い合わせください!/

0778-42

FAX.0778-42-7287

松田工務店

「キレイさ」「静かさ」「安全」 「早さ」「正確さ」「近隣への配慮」









- 児童館…P42
- 小·中学校…P44
- 就学·通学援助···P44·45



- 国民健康保険…P29
- 国民年金…P32



- 防災···P18
- ●避難所…P22



教育

町外から引っ越ししてきたら 転入届…P24

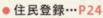
> 引っ越した日から 14日以内に届出

(胃) 町内で住まいが変わったら 転居届…P24

成 人

引っ越しした日から 14日以内に届出

結 婚



● 戸籍···P24

● 婚姻届…P24



(目) 町外へ引っ越ししていくとき 転出届…P24

> 引っ越す日の 約14日前から届出



| 必要な方 印鑑登録 ...P24

生活

- ごみの出し方・収集…P46
- ●ペット…P47
- ●上下水道…P48
- 各種相談…P50



広告



木村建設株式会社 越前町蝉口6-6-1

90778-32-3016 FAX 0778-32-3216









成り立ち

福井県越前町は、北陸3県のひとつ、 福井県の嶺北地方西部に位置する人 口約2万人の町です。

平成17年に、旧朝日町・旧宮崎村・旧 越前町・旧織田町の4町村が合併し、 新生"越前町"として誕生しました。



地勢

越前町は、福井県嶺北地方の西端に位置し、東西 17.9km、南北17.3km、面積153.15kmで、西は日 本海に面し、東は鯖江市、南は越前市、南越前町、北 は福井市にそれぞれ接しています。地勢的には、その 大半が丹生山地に属し、全体的に標高は高く、沿岸 部から北部にかけて500m級の山々が連なっていま す。このため、林野率は74.1%と高く、平野部は東部 に広がる福井平野、中央部の織田盆地や宮崎盆地 などがあります。また、沿岸部の山を分水嶺として、 東側は大半が天王川流域で、山地の間を縫うように 小規模な谷や盆地、河川が入り組んでいます。沿岸 部は海岸段丘が広がり、梅浦川など複数の小河川の

人口と世帯

人口

世帯数





20.413人

7.292戸

令和4年10月1日現在 (外国人の人口と世帯数を含んでいます)



包装のことなら 私たちにお任せください

COME IN USEFUL

主な製造製品



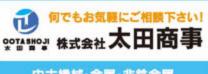




福井ミナセル株式会社

越前町佐々生77-12-1 TEL.0778-34-1717 FAX.0778-34-1765

福井ミナセル株式会社



中古機械·金属·非鉄金属 中古タイヤ・ホイール(寅取・販売・輸出業) 廃タイヤ処分

越前町佐々生33-26

C090-1393-3651

各種機械・バッテリー・ステンレス 鉄・アルミ・真織・砲金・銅・網線

福井市東下野町50-10-1

C080-3746-8281



人と技 海土里 織りなす 快適なまち



町 章

越前町のイニシャル「E」をモチーフにデザイン化しています。「いきいきとした町民の姿」と「人と技 海土里(みどり) 織りなす快適なまち」をイメージし、緑は自然豊かな里や山を、青は幸豊かな海を表現しています。全体で「未来に向かって発展する越前町」を力強く表わしています。



越前がにプランドの代表として、越前がに ミュージアムが出来た平成12年に誕生。 大きなハサミと、大きな眼、そしてチャー ミングな足が自慢。キモいやコワいと言わ れるのが快感。

越前3兄弟をご紹介します!



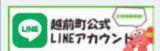


越前えび之助

.....

▲ 情報発信ツール ………

√ 越前町より発信 //





O LINE@echizentown



越前町 お知らせメール



〇お知らせメール



超前町行政チャンネル



越前町行政チャンネル

√ 越前町観光連盟より発信 //



LINE@ 越前町観光連盟





○ いいね!越前口コ旅

1111ね!超前口コ棕





えちぜん 観光ナビ

○LINE@越前町観光連盟



○いいね!越前口コ旅

A A AS

○越前観光ナビ



広告





株式会社 アサヒレース

本社工場 越前町佐々生 20-1-1

TEL:0778-34-2055 FAX:0778-34-1377



私たちは中小企業だからこそ出来る、 「創造」と「個際の可能性」を追求いたします。

~無限。未来につなげる技術力~

工作機械(組立·修理·部品加工)



株式スカイ

本社

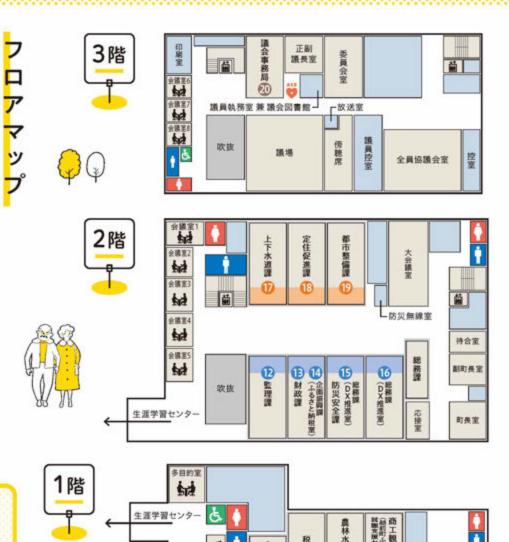
越前町佐々生第19号2番地1 TEL.0778-34-5838 / FAX.0778-34-5839

請江工場 -

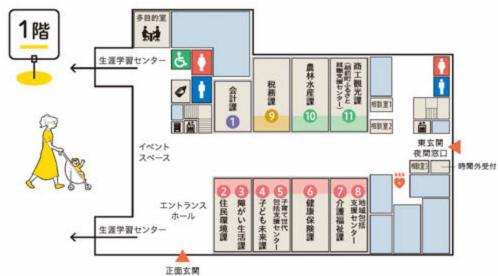
續江市石田上町12字3番1 TEL.0778-43-6167 / FAX.0778-43-6168



Welcome,







など





・屋根の雪下ろし





越前町役場



所在地

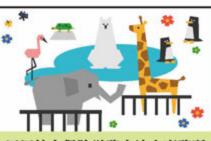
〒916-0192

福井県丹生郡越前町西田中13-5-1

電話番号 0778-34-1234

FAX番号 0778-34-1236

		課名	主な業務
1	0	会計課	公金のお支払い
Pfi	0	住民環境課	戸籍・住民票、印鑑登録、住所変更、マイナンバーカード、ごみ、環境保全
	8	障がい生活課	障がい、生活困窮
	4	子ども未来課	保育、児童手当、子ども医療、ひとり親家庭
	6	子育て世代包括支援センター	妊娠届、予防接種、育児相談
	6	健康保険課	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、健康診査、健康づくり
	0	介護福祉課	高齢福祉、介護保険
	8	地域包括支援センター	介護予防、高齢者相談
	9	税務課	税のお問合せ、窓口
	10	農林水産課	農業、林業、水産業、農業委員会
	0	商工観光課(越前町ふるさと 就職支援センター)	観光施策、特產品、越前燒振興、企業誘致、商工業、労働、就職相談窓口
2 階	D	監理課	入札参加資格審査、財産管理、工事検査
10	B	財政課	予算、決算、地方交付税
	1	企画振興課(ふるさと納税室)	総合振興計画、地域コミュニティ活動、公共交通、コミュニティパス、ふるさと納税
	1	防災安全課	防災、消防、防犯、交通安全
	16	総務課(DX推進室)	秘書、広聴、行政、人事、広報、選挙、男女共同参画、情報公開、地域情報、情報システム 管理、統計
	D	上下水道課	上水道、下水道
	13	定住促進課	町営住宅、空き家対策、移住・定住、UIJターン
	19	都市整備課	道路、河川、砂防、都市計画、屋外広告物、景観、開発行為
3階	20	議会事務局	議会運営



田辺社会保険労務士法人事務所 代表社員 田邉 正樹

> 越前町樫津80-88 TEL.0778-32-2173

社会保険労務士とSDGs (学校教育出前授業事業)



株式会社 SILVER ARCHITECT ASSPCIATES CO.,LTD. シルバー建築設計引

越前町上川去25-10-4

TEL.0778-34-1755 FAX.0778-42-5023



90-9001 EMBS 自然にやさしい

人にやさしい街づくり それが私達のテーマです

SEHI



株式会社関組

本 社/〒915-0242 越前市東田部町6-26 TEL (0778) 43-1133 FAX (0778) 43-1526

営業所・工事事務所/福井、越前、敦賞、東京

住宅事業部/福井市北四ツ県2丁目14-18 TEL(0776)57-7757 (VIVAGE)

お客様サポート型/雇工所下用塩剤(5-15-178-7) 非単江デ TEL 0800-200-9933

https://www.sekigumi.co.jp/



人々が襲い

交流する施設





道の駅 「パークイン丹生ヶ丘」

越前塩を使用した『越前塩あずきソフト』やレモンが 入った『越前塩ラーメン』、地元特産の豆腐を使用し たメニューが人気です。また、越前町はホッケーが盛 んで「ホッケーのまち、越前町」とも呼ばれ、隣には設 備が整い、日本一とされる大きなホッケー場もあり、 熱い試合が繰り広げられています。

- ⑩上川去45-1-7 億0778-34-2850
- 10:00~17:00
- ◎ 火曜(祝日の場合は、営業)



シスポーツ・観光・温泉などを通じて賑わいが生まれる



道の駅「越前」

アクティブハウス越前、越前がにミュージアムを含むエリ ア一帯が道の駅「越前」です。軽食コーナーでは、越前の 朝とれ食材をつかった小鉢料理や定食を提供します。ま た、アンテナショップでは、地元でとれた新鮮な野菜や、水 産加工品、みやげ物などを取り揃えています。

- ◎厨71-335-1 ◎0778-37-2360
- ⑦アンテナショップ/9:00~17:00 食事処/9:00~17:00(ラストオーダー16:00)
- ②アンテナショップ/毎週火曜日・年末年始 ※夏休み期間中は無休、11月~3月は、第2・第4火曜



③橋本建設株式会社

越前町高佐32-4-6 TEL.0778-39-1008 FAX.0778-39-1308



建設株式会社

越前町梅浦56号62番地 TEL.0778-37-0210

FAX.0778-37-1252







越前町での暮らしを 希望される人を応援

移住·二地域居住体験施設

町では、「越前町ってどんなところだろう?」、「試しに暮らしてみたい」、「仕事や住居を探す間、住む場所がほしい」など、越前町の暮らしを希望される人、移住を検討されている人のため、空き家をモデルハウスとした、体験施設を用意しています。

越前町役場 定住促進課 0778-34-8727



心も体も癒やされる 温泉施設



越前温泉露天風呂「漁火」

道の駅「越前」内に併設された露天風呂が自慢の日帰り温泉 施設です。眼下に日本海を眺め、潮騒を聞きながら、湯船にの んびりつかれます。肌がつるつるになると評判の温泉も自慢 ですが、一番の魅力は"絶景"です。

- @厨71-335-1 @0778-37-2360
- @11:00~21:00
- ⑤毎週火曜日※夏休み期間中は無休、 11月~3月は、第2・第4火曜・年末年始



越前温泉露天風呂「日本海」

越前海岸を一望できる日帰り温泉施設です。ナトリウム炭酸 水素塩の温泉で、皮膚病や婦人病、冷え性などに効果があり ます。朝・昼・夜と表情を変える越前海岸を眺めながらゆった りと露天風呂をお楽しみください。

- ⊚米ノ66-97 ⊚0778-39-1126
- ◎平日9:00~20:00、土日祝7:00~20:00
- ⑤毎週木曜日※夏休み期間、 11月~2月は、第1・第3木曜・年末年始



広告



岡野コンクリート株式会社は 創業56年を迎えました。

素直な心、感謝の心、参画する心。 岡野コンクリートは丹南から地球を守る企業です。 環境に優しいコンクリート「カーボンコンクリート」をつくり 製造工程で環境に配慮し、環境保全に貢献できる製品で これからも私達の"水"がきれいになるよう努めてまいります。

⊕ 岡野コンケリート株式会社

本 社/〒916-0017 韓江市神明町3丁目3-5 TEL.0778-52-5233 FAX.0778-52-5234 朝日工場/〒916-0144 丹生緑維新町佐々生37字1-2 TEL.0778-34-1201 FAX.0778-34-2613





越前海岸の冬の味覚の王様。冷たい季節風 が吹きはじめると漁の解禁。漁師町は活気づ き、旬を迎えた立派な越前がにが底びき網で 漁獲されます。味は極めて美味で、シーズン中 は、多くのグルメファンの舌をうならせます。

歯ごたえも うま味も 極上より



甘えび

特徴だよ

越前がにと並び、冬の味覚を 代表する海の幸。



越前えび(ガマえび)

甘えびより甘く、濃厚な味わ



鯖へしこ

お茶漬けや酒の肴にぴったり。



越前町ならではの「活いか」を 楽しむ。



浜焼きさば

素朴で珍しくておいしい。



雪んこ餅

さざえ

越前町の夏の味覚。



夜干しかれい

夜干しで旨みがより濃厚に。



越前がれい

焼いてよし、煮てよし、揚げて よし。刺身でもいけます。

広









たけのこ

宮崎地区のたけのこは、「赤子」 と呼ばれ、アクが少なく、品質・形 とも最高のたけのこです。赤土の 土壌と、徹底された竹林の管理、

たけのこの頭が約1センチ出 た時に収穫するタイミン グにより、甘みがあって 柔らかいたけのこが収 穫されます。



ニューピー

ニュービーマンの品種「グリーン300」は、通常のビーマンより重くて大きいのに、柔らかくて瑞々しい。ビーマン特有の苦みが少なくほんのり甘いのが特徴で、生のままサラダにしてもおいしく食べられます。



越前海岸に咲く可憐な花。



越前そば

のど越しが良く、コシが強い。



お米

最低限の化学肥料・化学農業で 越前町の大自然の中で栽培した おいしいお米。



越前レタス

大玉で、葉がつまっており、シャキ シャキとしたよい食感がある。

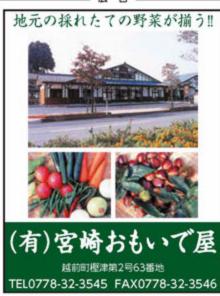




あおやぎ商店

越前町西田中8-44-1

■ 0120-34-8008 TEL0778-34-0008





250778-32-3807

有機米·自然米·特別栽培米 生產販売

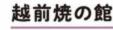


,111, 伝 平 歴 統安 《時代から続く



越前焼は、平安時代末期に誕生しました。瀬戸・常滑・信楽・丹波・備前と並び、日本六古窯に数え られるなど、日本を代表する陶器として知られています。開窯の当初から壺・甕・すり鉢を中心に生 産され、人々の生活と密接に関わって発展してきました。

赤褐色に焼締まった土肌の古越前は素朴でありながら、雪国ならではの力強さを感じさせます。現 在、伝統的な技術を継承するとともに、多くの陶工たちが新しい越前焼の創作に取り組んでいます。 平成29年には、日本六古窯が日本遺産に認定され、関係自治体で連携をとりながら、情報発信や PRを推進していきます。





- @0778-32-2199
- ◎平日 10:00~16:00 土日祝 9:00~17:00
- ②年末年始(12月29日~1月3日)





越前陶芸村

陶芸村は、都市公園100選に選ばれている広大な越 前陶芸公園を中心に、「福井県陶芸館」、「福井県工業 技術センター窯業指導分所」、「越前焼の館」や「文化 交流会館」、その他、お食事処や宿泊施設が点在し、 越前焼をさまざまな角度から味わうことができます。

- 6 小曾原
- ①0778-32-3200(越前陶芸村文化交流会館)



福井県陶芸館

- @ 小曾原120-61
- @0778-32-2174
- ◎9:00~17:00(入館は16:30まで)
- ◎ 毎週月曜日(休日を除く)・ 休日の翌日(土・日・休日を除く)、 年末年始(12月28日~1月4日)







地域の皆様の住まい創りを応援します。

タケウチ注建数

タケウチー級建築士事務所

越前町江波89-1-3

TEL 32-7111 • FAX 32-7110

ホームページ www.takeuti-jyuken.co.jp E-メール info@takeuti-jyuken.co.jp

000120-32-7045

土木工事業、造園工事業 とび・土工工事業



坂下興業株式会社

越前町江波23-17-5 **20778-32-2715**



TEL:0778-32-2030 FAX:0778-32-3284

新谷窟業株式会社



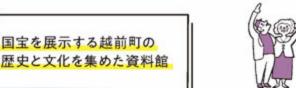
越知神社

越知山の山頂にある神社。神仏混合の山 岳霊場だったといわれ、泰澄大師が修行 し、仏の悟りを得られた山として知られてい ます。境内には、別山・霊水・千体地蔵尊な ど、泰澄ゆかりの史跡が多く残っています。



八坂神社

八坂神社は、神功皇后が三韓征伐の帰途、天下 安寧を祈願して牛頭天王を祭ったことが始まり とされています。町指定無形民俗文化財の神 事、本殿造営の際に発見された国指定重要文化 財の仏像など、多数の文化財を伝えています。





▲梵篠(国宝)

織田文化歷史館

豊かな歴史資源に恵まれた越前町の歴史に ついて、海揚がり土器と渡来文化の到来、国 宝梵鐘、劔神社と初期神宮寺、泰澄と神仏習 合、織田信長と劔神社、織田一族の祖、越前 焼などのテーマに沿い、考古資料・工芸・絵 画・古文書などの資料を展示しています。

- ⑩織田153-1-8 @0778-36-2288
- ⑩10:00~18:00(入館は17:30まで)
- 毎週月曜日(祝日の場合は翌日) 年末年始(12月28日~1月4日)

越前二の宮劔神社

越前町織田は、織田信長の祖先の故郷です。奈良 時代に光仁天皇が奉納されたと伝えられている 梵鐘は国宝に、本殿は県の指定文化財に指定さ れています。梵鐘は、平成27年10月に織田文化 歴史館に寄託されました。



平成29年に 開創1300年を 迎えました。

朝日観音·福通寺

朝日地区の地名の由来になったとされる、"秘 仏である「正観音菩薩立像」が開眼のおり、 眉間から朝日のように輝く光を四方に発した という故事から山を朝日山、里の名を朝日村 と名づけた"という話が残されています。 この小高い朝日山からは、天気の良い日は、 泰澄が開山した白山をみることができます。

越知山大谷寺

泰澄11歳(692年)のときに創建し たといわれる元越知山のふもとに 位置する北陸屈指の古刹。本尊は、 十一面観音菩薩·聖観音菩薩·阿 弥陀如来の三所権現本地仏で、三 尊一具としては最古のものです。













越前海岸一帯に咲く越前水仙の開花に 合わせて行われるイベント。水仙のブレ ゼントや、越前水仙・越前がになどの特 産市、美味しいグルメ屋台が並びます。

歳時記

伝統のお祭りや 楽しいイベントに出かけよう



越前かに感謝祭

今シーズンのお客様に、そして越前がに に感謝する2日間。越前がにの即売市や グルメ屋台などが集まり、3月20日に終 了する越前がに漁を締めくくります。

4月上旬

越前陶芸村 しだれ桜まつり

数百本にも及ぶしだれ桜とソメイヨ シノが咲き誇る、自然とアートが調和 した越前陶芸公園を舞台に、ワーク ショップをメインとしてクラフトや フードなどが楽しめます。





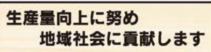


越前陶芸まつり

越前焼の窯元が一堂に集まる県 内屈指の陶器まつり。陶器市で は、窯元の新作をはじめ、数多く の越前焼が購入できます。その他 さつきあげ茶会など、催し物も多 数開催。









林業全般

特殊伐採 森林間伐

株式会社 丸勝亦材 MARUSHO MOKUZAI

越前町萩野125

20778-36-1514

FAX.0778-43-6388

E-mail marusho@silk.ocn.ne.jp



MADA 木原塗装

越前町小曽原75-16

TEL 0778-32-2155 FAX 0778-32-3555 携帯 090-3767-7450





越前みなと 🗘 大花火

県内で最初に開催される夏の 花火大会。約1万発の圧倒的 な迫力の花火が目の前の海上







あさひまつり

勇壮なあんどん山車が縦横無尽に町内を駆け巡り、華麗な 光と色彩の競演を繰り広げます。



O·TA·I·KO響

真夏の風物詩となった和太鼓の一大フェスティバル。地元の 太鼓団体やプロの太鼓奏者など多彩なゲストによる演奏で迫 力ある太鼓の音が響き渡ります。





越前さかなまつり

9月1日に、底びき網漁が解禁 となり一気に活気づく越前漁 港。県内最大の港町・越前町 で開催されるさかな尽くしの イベントです。





越前秋季陶芸祭

越前焼をはじめとした陶器市や、和紙や打 刃物など伝統産業が集結。 「芸術の秋」「食欲の秋」など 様々な秋を満喫できます。



越前かにまつり

県内最大のカニの祭典。冬の味覚を代表 する越前がにをはじめ、地元でとれた新鮮 な魚介類や特産物が販売され、越前がに シーズンの幕開けを飾ります。







ごいざというとき

防災情報

○ 防災安全課

☎34-8721

家族で防災会議を開こう!

地震や台風などの災害による被害を最小限に食 い止めるためには、日ごろからの備えが大切です。1 年に一度は家庭で防災会議を開き、家族で防災対策 について話し合いましょう。

家族の役割分担を決める

最寄りの避難場所と避難ルートを確認する

家族が離れ離れになったときの連絡方法を決める

消火器、バケツなど消火の備えをする

非常持ち出し品をチェックする

家の耐震化や家具などの固定をする

避難時の注意事項

■日ごろから

- あらかじめ、災害時にどの親戚や知人に連絡をす るか、また、どの連絡方法を利用するかを家族で 決めておきましょう。
- 普段から、自宅・学校・職場の近くや、通勤通学中 にある避難所の場所を、家族で確認しましょう。
- 保育所(園)や学校の災害時の子どもの引き取り に関する取り決めを確認しましょう。

■災害が発生したら

- 被災した場合は、自分の状況を自ら家族や知人に 知らせ、家族の安否を確認することが重要です。 ただし、災害発生時に電話が殺到すると、被災地 域内の電話がつながりにくくなり、安否確認や消 防・警察への連絡に支障をきたします。安否確認 には、災害用伝言ダイヤル(171)などのサービス を利用しましょう。
- 学校や職場で被災した場合は、先生や防災担当の 指示に従いましょう。

家族の安否が確認できたら、周囲の人たちと力を 合わせて、救出・救護活動などに協力しましょう。

非常持ち出し品を準備しよう!

非常持ち出し品を家族構成に合わせて必要最小 限に絞込み、目に付きやすいところに置いて災害時 に備えましょう。また、ときどき中身を点検して、使 用期限などを確認することも大切です。

世ポイント

少なくとも3日分を目安に、軽くてコンパクトな ものを選びましょう。

食料品	飲料水、乾パン、缶詰、クラッカー、レトルト食品など
貴重品	現金(小銭)、預金通帳、印鑑、その他の重要書類
衣類など	衣類、タオル、毛布、寝袋、下着類、上着など
安全対策	ヘルメット、防災頭巾、救急セット、常備薬、靴など
日用品	手袋(軍手)、ティッシュ、ローソク、マッチ、ライター、 ロープ、懐中電灯、携帯ラジオ、生理用品、歯ブラシなど
あると便	ウェットティッシュ、マスク、ビニール袋、携帯用浄
	水器、食品用ラップ、ナイフ、缶切り、雨具など
その他	笛、携帯用カイロ、保険証コピー

その他、二次持ち出し品として長期保存可能な備蓄 品を備えておきましょう。地震の直後は、食料品の食品 の確保が十分にできません。救助活動が受けられるま での必需品は、各家庭で備えておく必要があります。

被災直後の生活を支えるために、1人あたり最低 3日分の食料品や飲料水などを準備しておきましょ う。水は、1人あたり1日3リットルが目安です。

地震対策

○ 防災安全課

☎34-8721

地震を知る

日本は、地震の発生が世界の約1割を占める世界 有数の地震国です。

総合防災設備設計 施工保守点検



▶消防用設備の設計から 施工までトータルサポート

▶お気軽にお問い合せ下さい

越前町営業所 〒916-0313 丹生郡越前町新保14-16

国高防災

KUNIBO



TEL.0778-43-5330

社 〒915-0094 越前市横市町5-1 TEL.0778-24-5630 FAX.0778-24-5685

- ■電気工事設計・施工
- ●空調設備工事

清水電

越前町乙坂12-16

TEL 0778-34-1780 FAX 0778-34-1747

■想定されている震度と大きさ(マグニチュード)

周辺で起こりうる地震	想定マグニチュード	今後30年以内 の地震発生確率
琵琶湖西岸断層帯による地震	マグニチュード7.1	1~3%
湖北山地断層帯による地震	マグニチュード7.2	ほぼ0%
三方断層帯による地震	マグニチュード7.2	ほぼ0%
熊川断層帯による地震	マグニチュード6.6	0.30%
東南海·南海地震(同時発生)	マグニチュード8.5	60%~70%

地震から身を守るための10か条

1. わが身の安全を確保する

地震が起こったら、まず身の安全を確保しましょう。

2. 火の始末をする

揺れがおさまったら、すぐに調理器具や暖房器具 など火の始末をしましょう。

3. 出口を確保する

建物が歪んで出□が開かなくなる事があるので、 ドアを開けて出□を確保しましょう。

4. 火が出たら消火する

火事を見つけたら、大声で叫んで隣近所に知らせ ましょう。

まずは、協力して初期消火を行いましょう。

5. あわてて外に飛び出さない

外に出るときは、瓦やガラスなどの落下物に注意 して、落ち着いて行動しましょう。

6. 狭い路地や塀ぎわ、がけや川べりには近付かない

狭い路地や塀ぎわは、瓦が落ちてきたり塀が倒れてくる危険があります。また、がけや川べりは地盤が緩んで崩れやすくなっている場合があります。近づかないようにしましょう。

7. 山崩れや津波に注意する

山間部や海の近くで地震に遭遇した時は、早めに 避難の準備をしましょう。

8. 最小限の荷物を持って、徒歩で避難する

荷物は必要最小限にして、車は使わず徒歩で避難 場所や避難所に避難しましょう。

9. 協力して応急救護を行う

お年寄りや体の不自由な人、けが人などに声をかけて、助け合いましょう。

10. 正しい情報を入手する

噂やデマに惑わされず、ラジオなど信頼できる情報をもとに落ち着いて行動しましょう。

家具を固定しよう

地震対策でもっとも身近にできるのが家具類の 転倒防止です。1995年の阪神・淡路大震災では、家 屋の倒壊・家具などの転倒による圧迫死が死亡者全 体の約88%を占めました。室内での居住者被害を防 ぎ、安全な避難経路を確保するためにも、家具を固 定しておくことが重要です。家族で知恵を出し合っ て、安全・安心な暮らしを確保しましょう。

家具転倒防止の事例

本棚	壁と本棚をベルトで固定		
戸棚	扉に金具などを使って開閉防止		
サイドボード	柵を使って落下防止		
食器棚	L字型金具を使って壁などに固定		
ピアノ	①台の下に固定板を敷く ②固定板にピアノ足を金具で固定		
タンス	①壁などに金具で固定 ②上下の家具を金具で固定 ③差し木などをタンスの下に入れて転倒防止 ④下地のしっかりした天井との間を固定		

家の中の安全対策ポイント

- 家具を固定するときは、柱や壁の下地のある部分 などにL字金具などを取り付ける。
- じゅうたんなどのやわらかい床は滑るため、背の 高い家具は置かない
- 家具の上部には軽いものを、下部には重いものを 収納する
- 寝る場所や出入り口付近には家具を置かない
- ガラス(窓、家具)に飛散防止フィルムを貼る

津波対策

防災安全課

34-8721

津波を知る

地震が起こると津波が発生する可能性があります。過去に巨大地震の後に津波に襲われ、たくさんの人命が奪われた記録が残っています。津波について正しい知識を身につけるとともに、海辺で地震の揺れを感じたら揺れが小さくてもすぐに高い場所へ避難するなど、身を守るための行動をとりましょう。

■津波の特徴

- 津波はとても速く、海岸近くでも秒速10mほどの 速さがあります。
- 津波は、引き潮で始まるとは限らず、引き潮がなくても津波は起こります。
- 津波の高さは、場所によって異なり、岬の先端などでは極端に高くなることがあります。
- 津波は、繰り返しやってきます。第一波が最大と は限りません。
- 津波は、川や水路をさかのぼるので、避難すると きは川沿いを避けましょう。
- たとえ50m程度の津波でも立っていることはできません。(木造家屋は、1mで部分破壊に、2mでは全壊するといわれています)

■すぐ避難しましょう

陸で感じる地震の揺れが小さくても、非常に大きな津波が襲ってくることがあります。沿岸などの危険な区域で地震の揺れを感じたら、すぐに高い場所へ避難しましょう。また、地震を感じなくても、津波警報が発表されたら避難しましょう。

津波予測の種類

津波予報は、「津波注意報」と「津波警報」があります。 「津波の高さ」は平常時の潮位と津波の潮位の差です。 「最大浸水深」とは異なります。

予測の種類		解説	発表される 津波の高さ	
津波 注意報	津波注意	高いところで0.5m程度の津波 が予測されますので、注意して ください。	[1m]	
大津波	高いところで3m程度以上の津 波が予測されますので、厳重に 警戒してください。	[5m] [10m] [10m以上]		
警報	津波	高いところで2m程度の津波が 予測されますので、警戒してく ださい。	[3m]	

風水害・土砂災害対策

防災安全課

☎34-8721

風水害・土砂災害を知る

■台風・高潮

台風が接近すると、強風だけでなく、海岸では高潮の恐れもあります。台風の勢力を示す目安として、風速(10分間平均)をもとに台風の「大きさ」と「強さ」を表現します。「大きさ」は「風速15m/秒以上の半径」で、「強さ」は最大風速で区分しています。また、風速25m/秒以上の風が吹いている、または吹く可能性がある範囲を暴風域と呼びます。

台風の大きさ

階級	園速15m/秒以上の半径
大型(大きい)	500km以上~800km未満
超大型(非常に大きい)	800km以上

台風の強さ

階級	最大風速	
強い	33m/秒以上~44m/秒未满	
非常に強い	44m/秒以上~54m/秒未满	
猛烈な	烈な 54m/秒以上	

※出典:気象庁ホームページ(https://www.data.jma.go.jp/multi/cyclone/cyclone_caplink.html?lang=jp)

■集中豪雨·局地的大雨

「集中豪雨」とは、梅雨前線の停滞や台風の接近などを原因として、同じ場所に数時間にわたって大量の雨を降らせるもので、総雨量が数百㎜に達することがあります。このような大雨は、しばしば河川の氾濫や土砂災害を引き起こします。

「局地的大雨」とは、夏場などに大気の状態が不安定となって積乱雲が発達し、数十分という短時間に局地的に激しい雨を降らせる現象のことで、数十m程度の総雨量となります。こうした局地的大雨は、極めて局地的に雨を降らせ、かつ雨雲の発生から降雨までの時間が短いため、「ゲリラ的に大雨が降る」

という意味で一般に「ゲリラ豪雨」と呼ばれること がありますが、現在の予測技術では降雨の場所や時刻、雨量を事前に正確に予測することは困難です。

局地的大雨は集中豪雨ほど降水の総量は多くありませんが、数十分という短時間のうちに数十mmの大雨が局地的にもたらされるため、一気に押し寄せる大量の雨水を処理できないおそれがある小河川の急な増水や、低い土地の浸水に特に注意が必要です。

雨の強さと降り方

1時間の雨量 (mm)	予報用語	災害発生状況
10以上~20未満	やや強い雨	この程度の雨でも長く続く時は 注意が必要
20以上~30未満	強い雨	側溝や下水、小さな川があふれ、 小規模のがけ崩れが始まる
30以上~50未満	激しい雨	山崩れ・がけ崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要 都市では下水管から雨水があふれる
50以上~80未満	非常に激しい雨	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合があるマンホールから水が噴出する土石流が起こりやすい多くの災害が発生する
80以上~	猛烈な雨	雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が 必要

■土砂災害

土砂災害の発生原因となる自然現象は、大きく3 種類に分かれます。自分の周辺の土砂災害危険箇所 がどのような種類であるか確認しておきましょう。

現象	特 微	主な兆候
がけ崩れ	急な斜面が雨水の浸透や地震などによって緩み、突然 崩れ落ちる現象です。突発 的に起こり、崩れ落ちる ピードも速いため、人家の 近くで起きると逃げ遅れる 人も多く、死者が出る割合 も高くなります。	がけから急に水が湧き出る。がけから小石がパラパラ落ちてくる。地鳴りがする。がけの上の木が揺れたり、傾いたりする。
地すべり	ゆるやかな斜面に雨水がし み込み、その影響で地面が 広い範囲にわたりゆっくり と動き出す現象です。	地面にひび割れや段差ができる。がけや斜面から水が噴き出る。池の水や井戸水が濁る。
土石流	長雨や集中豪雨などよって、山や谷(渓流)の砂が一気に下流へ流れる現象です。時速40~50キロのスピードで家や道路などを破壊します。	・山鳴りがする。 ・川の水が濁り、水と 一緒に倒れた木が流 れてくる。 ・雨が降り続いている。 ・山全体がうなっしい るよう音がなっした り、地震のように設 えたり、異常ないがする。

■こんな土地は要注意!

高潮

- ◆海岸に近い0メートル地帯:満潮時の海面の高さより低い土地は、堤防が決壊すると大きな被害が出る恐れがある。
- ◆遠浅の海岸や湾奥、河口部の地帯:水深が急激に深くなる遠浅の海岸や湾の奥は、高潮が起きたときに海面があがりやすい。

浸水災害

- ◆平たん地:河川が運んできた土砂が堆積してできた「平たん地」や、過去の河川の氾濫により土砂が 堆積してできた土地などは冠水しやすい。
- ◆河川敷: 昔、河川敷だった土地は浸水する危険性が 高い。

土砂災害

- ◆造成地:丘陵を切り崩してつくられた造成地は、 豪雨で地盤がゆるむと崩れる危険性がある。
- ◆扇状地:山間部での集中豪雨で土石流が発生する と、山のふもとの扇状地が被害を受ける恐れがあ る。
- ◆山岳地帯:傾斜30度以上、高さ5m以上の急傾斜地は、がけ崩れの危険がある。また、樹木の少ない山間部の渓流は土石流の危険もある。

日頃から備えよう

■気象情報に注意する

大雨や台風のとき、気象庁や地元の気象台はさまざまな気象に関する情報を発表します。気象情報の種類や内容を理解し、日頃から天気予報を気にかけるように心がけましょう。

主な気象情報の種類		
災害の恐れがあるときに発表される。		
重大な災害の恐れがあるときに発表される。		
数十年に一度の大災害の発生が予想される場合に 発表される。		
土砂災害の恐れがあるときに発表される。		
台風が発生したときに発表される。		
֡		

■平常時の家屋のチェックポイント

ベランダ	強い風で飛ばされそうな物はできるだけ置かない。
雨どい	継ぎ目のはがれ、塗料のはがれなどを確認。 落ち葉や土砂が詰まっていたら取り除く。
外壁·塀	ひび割れ、破損などを点検する。
窓ガラス	窓枠のがたつき、ゆるみなどあれば修理や補強する。
屋根	瓦やトタンのはがれ、ずれなどをチェックする。 アンテナの固定もチェックする。
屋外の 設置物	プロパンガスのボンベはしっかり固定する。 強風で飛ばされたり、浸水で流されたりしそうな物がないか確認する。
地下室 地下駐車場	浸水を防ぐ止水板や土のうを普段から用意する。

■雨風が強まってきたら

- 最新の気象情報を確認する
- ◆避難に関する情報を確認する(P22参照)
- ◆浸水などが予想されたら早めに避難する

家の外の確認

飛ばされそうな物、流されそうな物をしまう。

家の中の確認

窓ガラスの破損に備え、内側からテープを貼る。カーテンをおろす。

大事な家財などを高い場所(2階など)に移動

簡単な浸水対策

水のうや土のうで入り口を囲む。タオルなどで窓のすき間をふさぐ

家族の居場所を確認

離れていたら安否を確認。避難するときは事前に連絡。

避難の準備

非常用持出品の準備、避難先を確認

防火対策

○ 防災安全課

34-8721

家族で火の用心

消火器の使い方を覚えておく







 安全ピンを上に 強く引き抜く

2 ホースのノズルを 持ち、火元に向ける

3 レバーを強く握っ て噴射する

■住宅用火災警報器を所定の位置に必ず設置する

住宅用火災警報器は、消防法によって設置が義務付けられ、家庭では寝室・階段室などに設置します。あわせて、消火器は、すぐ使える場所に設置しましょう。

■家の内外の整理整頓を心がける

家の周囲に古新聞など燃えやすい物を放置しない、ごみは収集日に出すなど放火対策だけでなく、 災害時の避難路確保のためにも家の内外を整理整頓しましょう。

■火災原因を作らない

寝たばこはしない、コンロ使用時はそばを離れない、ストーブの周囲に燃えやすい物を置かない、電気コードはたこ足配線しないなど、火災原因を作らないことを習慣にしましょう。

■地域の防災活動に参加する

木造住宅の密集地域では、ひとたび火災が発生すると周囲に広く延焼する恐れがあります。放火対策も含め、地域を挙げて火災を予防する取り組みが必要です。防火パトロールや地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。

避難所

) 防災安全課

☎34-8721

指定避難所指定緊急避難場所一覧表 [令和4年4月1日現在]

災害発生時の避難所の指定は、災害の種別によっ て指定します。

■避難所一覧(指定避難所)

【朝日地区】

所在地	電話
内郡41-18-1	34-0027
天王5-7	34-0031
気比庄51-5-1	34-0061
気比庄57-57	ETTE.
内郡13-19-3	34-2000
朝日22-35	34-2229
青野20-9	34-1374
上糸生81-19	34-5002
小倉89-53	34-5001
西田中2丁目210	34-0395
	内郡41-18-1 天王5-7 気比庄51-5-1 気比庄57-57 内郡13-19-3 朝日22-35 青野20-9 上糸生81-19 小倉89-53

【宮崎地区】

施設名	所在地	電話
宮崎コミュニティセンター	江波50-80-1	32-2000
宮崎小学校	江波122-1	32-2002
宮崎中学校	樫津20-20	32-2032
宮崎中央保育所	江波67-14	32-2067
越前陶芸村文化交流会館	小曾原7-8	32-3200

【越前地区】

施設名	所在地	電話
越前コミュニティセンター	道口1-24-1	37-1501
四ヶ浦小学校	小樟42-175	37-0625
城崎小学校	茂原4-8-1	37-1031
越前中学校	大樟14-19	37-1200
越前サブコミュニティ センター	梅浦60-2-1	37-2200
町営越前体育館	梅浦60-1-2	37-2200
越前地域福祉センター	梅浦60-15	37-0627
アクティブランド体育館	厨71-326-1	37-7712
城崎南保育所(健康交流ホール)	米ノ46-12	39-1801

【織田地区】

施設名	所在地	電話
織田コミュニティセンター	織田36-1	36-1111
織田小学校	大王丸20-17	36-0019
萩野小学校	細野73-23	36-0028
織田中学校	下河原37-2-10	36-0059
織田勤労者体育館	下河原37-16-6	-
織田農村環境改善センター	織田109-57	36-2141
織田保健福祉センター	織田106-51-1	36-0698

■自主防災組織を作りましょう

大災害が発生した場合、電話の不通、道路事情の 悪化、火災の延焼などにより、町や消防などの公的 機関による消火活動、救出救護などの防災活動が十 分に果たせなくなることが考えられます。

このような中で、被害を最小限に抑えるために は、地域住民による防災活動が必要です。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識 を持って、日ごろから防災活動に取り組みましょ

また、住民の防災活動が力を発揮するためには、 住民同士が協力して組織的に活動することが効果 的です。

地域防災活動の拠点となる自主防災組織を結成 し、災害に強いまちづくりを目指しましょう。

各種補助金もありますので、町ホームページでご 確認ください。

災害用伝言ダイヤル(171)について

災害発生時に、被災地との通話が困難になった場 合、災害用伝言ダイヤルが使用できます。

をダイヤルした後、 ガイダンスに従ってください。

災害用伝言板サービス

災害発生時などに、携帯電話を利用して安否情報 を登録でき、携帯電話やパソコンから確認すること ができます。

NTTKJE

http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi

http://dengon.ezweb.ne.jp/

ソフトバンク/ワイモバイル

http://dengon.softbank.ne.jp/

交通安全

交通事故が起きたら

- 救急車を呼ぶなど、けが人の救護をする。
- 警察に届ける。

緊急の場合 ☎110 その他の場合 ☎52-0110

- 事故の記録を取る。
- 相手と車の持ち主の住所・氏名・連絡先・車種・ナ ンバー・白賠責保険、白動車保険会社を確認する。
- 軽症だと思っても、必ず医師の診断を受ける。

□公共交通

コミュニティバス

○ 企画振興課

☎34-8702

■コミュニティバス「フレンドリー号」

コミュニティバス「フレンドリー号」は、町民のみなさんのための公共交通機関です。お子さんや高齢者、心身に障がいがある人も、安心してご利用いただけます。

運賃

- 1乗車200円
- 高齢者(70歳以上)、心身障がい者、小中学生は、1 乗車100円

高齢者、心身障がい者の人は、必ず公共交通割引 カードをご提示ください。

- 小学生未満は、無料
- 目的地まで乗継ぎが必要な場合は、乗継券を発行し、1乗車となります。

デマンド方式

デマンド方式とは、予約に応じて運行する方法です。電話予約があった場合のみ運行します。予約は、前日の午後5時までにお電話で予約センターにご連絡ください。

予約センター ☎34-2222

回数乗車券

コミュニティバスの回数乗車券を車内で販売しています。1,000円で100円券11枚綴りとなっていてお得です。



■デマンドタクシー「チョイソコえちぜん」

利用者の自宅と指定停留所の間を、ドアツードアで運行する「予約制の乗合いタクシー」です。朝日区域と宮崎織田区域があり、運行範囲はそれぞれの区域に限定されます。会員登録すればどなたでもご利用になれます。会員登録は、企画振興課または各住民サービス室で申し込みできます。



■コミュニティバスの補助制度

公共交通割引カード

高齢者(70歳以上)と心身に障がいがある人が、コミュニティバスを100円で乗車するために必要なカードです。70歳の誕生日をむかえられた人には、町からカードを送付しています。心身に障がいがある人は、企画振興課または宮崎・越前・織田住民サービス室で申請が必要です。



生活路線バス運賃補助

福鉄バスと京福バスを利用する際、運転手に公共 交通割引カードを提示し、生活路線バス運賃補助券 を使用すると、町内区間はコミュニティバスと同じ 100円で乗車できます。ただし、町外区間について は、通常の運賃がかかります。生活路線バス補助券 は、企画振興課、宮崎・越前・織田住民サービス室、織 田病院で発行しています。



運転免許自主返納者に対する無料定期乗車券

高齢者ドライバーによる交通事故の減少を目的 として、運転免許の全部を自主的に返納する満65歳 以上の町民に、返納日から10年間毎年、無料乗車券 を交付しています。申請には、運転免許証の写しと 運転免許の取消通知書が必要です。



コミュニティバス夏季期間限定定期乗車券

町内の小中高校生を対象とした夏期休業期間中 乗り放題のコミュニティバス夏季期間限定定期乗 車券です。代金は、500円です。



🖭 届出•証明

窓口受付

○ 住民環境課

34-8708

窓口業務時間

午前8時30分から午後5時15分まで(土日、祝日、年 末年始を除く)

窓口での本人確認

住民票、戸籍関係交付請求、各種届出を行う場合 は、本人確認できるものの提示が必要です。

本人確認できるもの

運転免許証、旅券(パスポート)、マイナンパーカード、住民基本 台帳カード(写真付きのもの)、在留カード、特別永住者証明書 など

2点の提示が必要なもの

健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、被保険者介護 保険証、年金証書、年金手帳、住民基本台帳カード(写真なし) な

住民登録に関する届出

住民登録は、現在お住まいの住所や世帯構成など を登録するものです。住所変更、世帯構成の変更が ある場合は届出が必要です。

■主な届出と届出期限

転入届 転入日から14日以内		
転出届	転出予定日の14日前から	
転居届	転居日から14日以内	
世帯変更届	変更日から14日以内	

- ※届出人は、本人または同一世帯人、代理人です。 代理人が届け出る場合は、委任状が必要です。
- ※届出に必要な書類などは、窓口にお問い合わせく ださい。



戸籍に関する届出

戸籍は、親子、夫婦など親族的身分関係を登録、証 明するものです。

■主な届出と届出人、届出期限

		届出人	屆出期限	
出生届 父または母 出生日		出生日から14日以内		
死亡届 同居の親族、その他の 親族、同居人など		同居の親族、その他の 親族、同居人など	死亡の事実を知った日から7日以内	
婚姻届		夫と妻		
	協議	夫と妻	届出日から効力が生じる	
離婚届 調停		m t	成立日から10日以内	
	裁判	申立人	確定日から10日以内	

※届出に必要な書類などは、窓口へお問い合わせく ださい。

印鑑登録

■登録ができる人

満15歳以上で町内に住民登録がある人 (ただし、成年被後見人は、意志能力の確認が必要で す。)

■登録に必要なもの

登録する印鑑、本人確認できるもの(官公署発行 の身分証明書で写真付きのもの)

■登録できない印鑑

- 同一世帯員がすでに登録した印鑑
- き損していたり摩耗している印鑑
- ゴム印やスタンプなどの印鑑
- 印影の大きさが8mm四方より小さい、または25mm 四方より大きい印鑑

■申請時の注意

本人申請で本人確認できるものがない場合や代 理人による申請の場合は、郵便で本人あてに文書で の照会を行いますので、日数がかかります。

また代理人が申請する場合は、委任状が必要で す。

■印鑑の変更、登録証の紛失

再度登録が必要です。

■手数料

- 印鑑登録証(カード) 1件300円
- 印鑑登録証明書 1通 300円
- ※印鑑登録証明書の交付時には、必ず印鑑登録証 (カード)又はマイナンバーカードをご持参くださ 11

各種証明書の発行

■主な証明書、請求者できる人、手数料

二上で品でり目でいることと ひんいり メストー			
証明書	請求できる人	手数料	
住民票の写し、 記載事項証明書	本人、同一世帯員、代理人	1通 300円	
戸籍全部(個人) 事項証明書	本人、	1通 450円	
除籍謄(抄)本・ 改正原戸籍謄(抄)本	同一戸籍に記載されてい る(いた)人、直系血族、代 理人	1通 750円	
戸籍の附票の写し	生八	1通 300円	
身分証明書	本人、代理人	1通 300円	
E-BATHSTOR B	届出人、代理人	1通 350円	
届書受理証明書	(法務省で定める様式)	1通 1,400円	
納税証明書	本人、同一世帯員、代理人	300円	
納税証明書 (軽自動車継続検査用)	どなたでも可	無料	
所得(課税)証明書	本人、同一世帯員、代理人	300円	
固定資産評価証明書	本人、同一世帯員、代理人	300円	
固定資産価格通知書 (不動産登記用)	本人、同一世帯員、代理人	無料	

- ※代理人が請求する場合は、委任状が必要です。
- ※郵送請求される場合は、町ホームページをご覧になるか、窓□へお問い合わせください。

マイナンバーカード(個人番号カード)

マイナンバーカード(個人番号カード)は「顔写真付き」のカードです。18歳以上の人は10年(発行の日から10回目の誕生日まで)、18歳未満の人は5年(発行の日から5回目の誕生日まで)です。

- ※外国人の人は、在留期間が有効期限です。
- ※即日交付はできません。

■申請方法

通知カードに付属の「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、同封の返信用封筒に入れて郵便で申請します。

申請書を紛失した場合や住所、氏名が変更となった人は、窓口で新しい申請書を受け取ってから申請してださい。

申請は、郵送の他、パソコン・スマートフォンから も可能です。

■受取方法

「個人番号カード交付通知書」を郵送しますので、 交付通知書、通知カード、本人確認できるもの、住民 基本台帳カード(お持ちの人のみ)、印鑑登録証(お持ちの人のみ)を持参のうえ来庁してください。交付の 際に暗証番号を設定していただきます。

※マイナンバーカードは、原則として本人が窓口に 出向き、本人確認を行ったうえで交付します。な お、本人が病気や身体の障がいのため窓口に出向 くことができない場合は、代理人に受け取りを委 任できますので、窓口にお問い合わせください。

■手数彩

紛失などによるカードの再発行手数料 1,000円 【うち電子証明書手数料200円を含む】

※初回の交付は、無料です。





個人番号カード(表)

個人番号カード(裏)

コンビニ交付サービス

コンビニ交付サービスとは、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどに設置してあるマルチコピー機から証明書が取得できるサービスです。ただし、コンビニ交付サービスを利用するためには、利用者証明用電子証明書(暗証番号)の登録が必要です。

■取得できる証明書

- 住民票の写し(本人・世帯員)
- ※マイナンバー入りの住民票は、発行できません。
- ※世帯全員の住民票を申請された場合、1人1枚ずつ 印刷されますが、ホッチキス留めされません。1枚 のみでの使用は、無効になります。
- 印鑑登録証明書(本人)
- 所得(課税)証明書(本人)
- 納税証明書(本人)
- 資産証明書(本人・本人名義分のみ)
- 戸籍全部(個人)事項証明
- 戸籍の附票の写し(本人・同一戸籍)

■交付時間

午前6時30分~午後11時 (システム休止日を除く)

■利用できるコンビニエンスストア

セブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン、Vドラッグ、福井県民生活協同組合 (ハーツ)、平和堂 (アル・プラザ、フレンドマート)、永平寺郵便局、浄法寺郵便局、福井南郵便局、池田町 役場、越前市役所、鯖江市役所

※マルチコピー機設置店舗に限ります。

■コンビニ交付証明書手数料

令和4年12月より令和7年3月まで、窓口手数料より150円減額された金額で取得できます。

農地に関する届出

農業委員会 **34-8704**

農地の売買・賃貸借・転用に関する許可申請

農地の売買や賃貸借を行う場合は、農地法第3条による農業委員会の許可が必要です。

農地を住宅や駐車場、資材置場など農地以外のものにする場合は、農地法第4条または第5条による知事の 許可が必要です。農業振興地域の農用地に該当する農地は、農用地からの除外する必要があり、手続きに一定 期間(6か月程度)を要しますので早めにご相談ください。なお、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地 や、土地改良事業完了後8年を経過していない農地は、転用できません。

■主な申請と申請人、申請期限

農地法第3条に関する許可申請	土地の所有者もしくは行政書士など の代理者。	売買、賃貸借を行うおおよそ1か月前(毎月10日締切)
農地法第4条または5条に関する許可申請	転用を行う者、土地の所有者 もしくは行政書士などの代理者。	農地を転用するおおよそ2か月前(毎月10日締切)

※申請には、許可申請書、登記事項全部事項証明書、地籍図、関係者同意書や転用計画に関する図面などが必要

森林の土地の所有に関する届出

個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林の土地を新たに取得した 場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さく ても届出の対象となります。

■主な届出と届出人、届出期限

森林の土地の所有者届	土地の所有者もしくは行政 書士などの代理者。	その森林の所有者となった日か ら90日以内	森林の土地の所有者届出書その森林の土地の位置を示す図面(法務局等で取得できます)その森林の土地の登記事項証明書の写し
------------	---------------------------	--------------------------	--

- ※届出をされない場合、10万円以下の過料が科されることがあります。
- ※森林所有者となった人は、立木の伐採を行う場合、町長に伐採および伐採後の造林の事前届出をし、許可を 得る必要があります。
- ※国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した場合には、森林の所有者届出は、不要です。
- ※この届出により、森林の土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。
- ※申請には、届出書、登記事項証明書、土地の位置を示す図面などが必要です。



₩稅金

町税の種類

○ 税務課

34-8709

町県民税(個人)

■納税義務者

- 1月1日現在、町内に住所がある人で、前年中に所 得があった人
- 1月1日現在、町内に事務所・事業所または家屋敷を所有する人で、町内に住所がない人
- ※税額は、前年の収入をもとに所得に応じて算出されますので、毎年3月15日までに住民税の申告書を提出してください。ただし、給与収入のみのサラリーマンや、公的年金のみの人、所得税の確定申告をした人は、申告の必要はありません。

固定資産税

■納税義務者

1月1日現在、町内に土地、家屋、償却資産を所有する人

- ※固定資産課税台帳は、課税決定後に縦覧期間(毎年4月1日から第1期納付期限まで)があります。
- ※事業用償却資産の所有者は、1月31日までに申告 をしてください。

軽自動車税

■納税義務者

4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む。)を 所有する人

※身体に障がいがある人などが所有し、本人や家族 が運転する車の税金は減免される場合があります。

■税額は次のとおりです。

原動機付自転車

◆排気量50cc以下	2,000円
◆50cc超90cc以下	2,000円
◆90cc超125cc以下	2,400円
◆ミニカー	3,700円
V/3	5,70

軽二輪および二輪の小型自動車

◆軽二輪(125cc超250cc以下)	3,600円
◆二輪の小型自動車(250cc超)	6,000円

小型特殊白動車

◆農耕作業用	1,500円
◆その他(フォークリフトなど)	5,700円

三輪

平成27年3月31日までに登録した車	3,100円
・ 平成27年4月1日以降に新規登録した車	3,900円
・ 新規登録後13年を経過した車(重課税)	4.600円

四輪乗用

◆自家用

平成27年3月31日までに登録した車 7,200円
 平成27年4月1日以降に新規登録した車 10,800円
 新規登録後13年を経過した車(重課税) 12,900円
 営業用

・平成27年3月31日までに登録した車 5,500円・平成27年4月1日以降に新規登録した車 6,900円・新規登録後13年を経過した車(重課税) 8,200円

四輪貨物

◆自家用

平成27年3月31日までに登録した車平成27年4月1日以降に新規登録した車新規登録後13年を経過した車(重課税)6,000円

◆営業用

平成27年3月31日までに登録した車 3,000円平成27年4月1日以降に新規登録した車 3,800円新規登録後13年を経過した車(重課税) 4,500円

※軽自動車税は、年の途中で廃車にしても月割還付はありません。

国民健康保険税

■納税義務者

国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主。

■税額は、世帯単位で計算されます

世帯の年間税額は、①所得割額(所得に応じて計算した金額)、②均等割額(加入者1人あたりの金額)、 ③平等割額(一世帯あたりの金額)を合算した金額です。

税金の納期限

■町税の納期

月	町県民税 (個人)	固定資産税	軽自動車税	国民健康 保険税
4月		第1期		
5月			第1期	
6月	第1期			
7月		第2期		第1期
8月	第2期			第2期
9月				第3期
10月	第3期			第4期
11月		8		第5期
12月		第3期		第6期
1月	第4期			第7期
2月		第4期		第8期
3月				

※特別な事情があって納期内に納めることができない場合は、税務課へご相談ください。

町税等の納付

町税等の公共料金は、会計課、宮崎・越前・織田住 民サービス室、次の金融機関、コンビニエンススト ア、スマートフォンアプリで納めてください。

取扱金融機関(順不同)

福井銀行/福井信用金庫/福井県農業協同組合 /北陸銀行/福邦銀行/北陸労働金庫/東日本信 用漁業協同組合連合会/ゆうちょ銀行および郵便 局

※ゆうちょ銀行および郵便局では、町の納付書で納付できないものもあります。

取扱コンビニエンスストア(順不同)

くらしハウス/ハマナスクラブ/スリーエイト/生活彩家/セイコーマート/セブンーイレブン/タイエー/デイリーヤマザキ/ニューヤマザキデイリーストア/ハセガワストア/ファミリーマート/ポプラ/ミニストップ/ヤマザキデイリーストア/ヤマザキスペシャルパートナーショップ/ローソン/ローソンストア100/MMK設置店(MMK端末(公共料金収納端末)が設置され、店頭に「公共料金収納取扱窓口」の表示のある店舗)

取扱スマートフォンアプリ(順不同)

支払秘書/PayPay/LINE Pay請求書支払い

※アプリのバーコード読み取り機能で納付書の バーコードを読み取り、スマートフォンでお支払 いができます。24時間いつでも支払え、手数料は 一切かかりません。ただし、領収書は発行されま せんのでご注意ください。

■注意事項

- ※コンビニエンスストア、スマートフォンアプリで 納付できるのは下記の項目に限ります。
- 固定資産税、軽自動車税、町県民税(事業主が納める特別徴収は取扱いできません)、国民健康保険税、上下水道料、介護保険料、住宅使用料
- ※次の場合は、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリで取り扱いできません。
- 各期別の税額が30万円を超えるもの(バーコードが印刷されていません)
- 納期限を過ぎているもの
- 傷や汚れ、金額の訂正があるもの

口座振替

町税等の納付は□座振替が便利です。□座がある 取扱金融機関へ、「預金通帳」と「通帳届け印」を持参 の上、「□座振替依頼書」に必要事項を記入押印し提 出してください。



税





₩保険•年金

国民健康保険

②健康保険課

34-8710

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたとき安 心して医療が受けられるように、みんなでお金を出 し合い、助け合う制度です。医療費はみなさんが納め た国保税と、国などからの補助金でまかなわれます。

加入の対象となる人

職場の健康保険に入っている人や、生活保護を受 けている人、および後期高齢者医療制度で医療を受 けている人以外の人は国保に加入しなければなら ないことになっています。原則として、居住してい る市区町村の国保に加入します。

■国保に加入している人の例

- お店などを経営している自営業の人
- 農業や漁業などを営んでいる人
- 退職して職場の健康保険などをやめた人
- パートやアルバイトなどをしていて、職場の健康 保険などに加入していない人
- 1年以上日本に滞在するものと認められる外国籍
- ※それぞれ、後期高齢者医療制度で医療を受ける人 を除きます。

国保に加入するとき 14日以内に届出をしてください)

こんなとき	持参するもの
他市区町村から転	印鑑・他の市町村の転出証明書・マイナン
入したとき	バーが確認できるもの
他の健康保険の資 格を喪失したとき 社会保険の扶養家 族をはずれたとき	印鑑・他の健康保険の資格喪失証明書または それに代わる資格が喪失した事がわかる証 明書類・マイナンバーが確認できるもの
生活保護を受けな	印鑑・保護廃止決定通知書・マイナンバーが
くなったとき	確認できるもの
子どもが生まれた	印鑑・保険証・母子健康手帳・マイナンバーが
とき	確認できるもの
外国人が加入する とき	パスポート・マイナンパーが確認できるもの

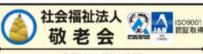


国保を外れるとき (14日以内に届出をしてください)

こんなとき	持参するもの	
他市区町村へ転 出したとき	印鑑・保険証・マイナンバーが確認できるもの	
他の健康保険に	印鑑・国保の保険証・新しく加入した健康保険	
加入したとき	証・マイナンバーが確認できるもの	
生活保護を受け	印鑑・保険証・保護開始決定通知書・マイナン	
はじめたとき	バーが確認できるもの	
死亡したとき	印鑑・保険証・死亡日を証明するもの・マイナ ンバーが確認できるもの	
外国人が脱退す	保険証・外国人登録証明証・マイナンバーが確	
るとき	認できるもの	

主な給付・貸付

項目	内容	
出産育児 一時金	国保に加入している人が出産したとき原則42万円 を支給します。 ※産科医療補償制度に加入している医療機関などで 出産した場合	
葬祭費	国民健康保険に加入している人が死亡したとき、葬 儀を行った人に対し、5万円を支給します。	
高額療養 費	同じ月内の医療費が限度額を超えた額を支給します 対象となる人には、お手紙でご案内します。入院する場合は、あらかじめ申請をすることによって「限度を適用認定証」が交付されます。この認定証を医療機能などに提示することで、窓口での支払が限度額までなります。(「限度額適用認定証」は、交付できない場合があります)	
高額介護 合算療養 費	1年間にかかった医療費と介護サービス費を合計し、 限度額を超えた額を支給します。対象となる人には、 お手紙でご案内します。高額医療・高額介護合算制度 は、通常8月1日から翌年7月31日を1年として計算されます。(この間に被用者保険(社会保険など)から国 保に変わった人には、お手紙によるご案内は送られません)	
療養費	保険証を持たずに病院にかかったときや医師が必要 と認めた補装具を作ったときなどに、保険負担分を 支給します。	





介護老人福祉施設

シルバーハイツ宮崎

越前町小曽原75号35番地

TEL.0778-32-3838 FAX.0778-32-3837

高齢者・グループホーム

越前町小曽原33号34番地

TEL.0778-32-3777 FAX.0778-32-3777

越前市中央2丁目9-40

TEL.0778-22-1607(代) FAX.0778-22-1600

シルバーハイツ宮崎 検索・

介護保険制度

■介護保険制度とは

越前町が保険者として保険料の賦課・徴収、要介護認定、保険給付、サービスの確保・整備体制の確立、介護保 険事業計画の策定などの事業を実施しています。県の指定を受けたサービス事業者(社会福祉法人・医療法人・ 民間企業など。地域密着型サービスは、町が指定。)がサービスを提供し、介護が必要になった被保険者は、要介 護(要支援)認定を受け、負担割合に応じた利用料金を負担し、介護サービスを利用します。

(1)介護保険の対象となる人(被保険者)

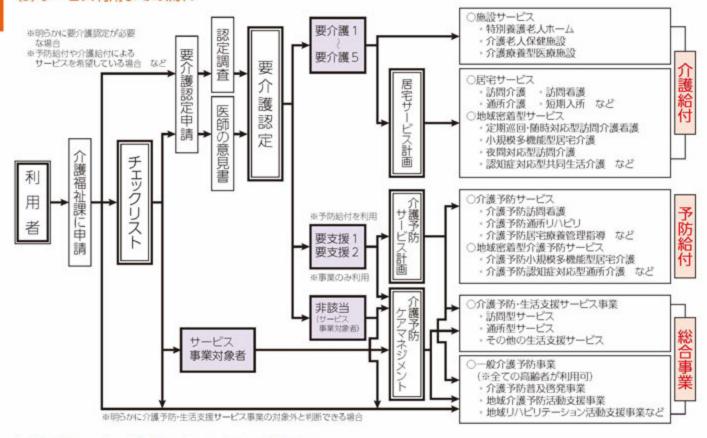
- 第1号被保険者…65歳以上の人
- 第2号被保険者…40歳以上65歳未満の人

(2)介護サービスが必要となったときは

介護保険を使っての介護サービスが必要となったときは、まず「要介護(要支援)認定」を受けます。 これは、どのくらいの介護や支援が必要かを判断するもので、認定された「要介護度」によって利用できる サービスが異なります。

※ただし、第2号被保険者は特定疾病(16種類)に該当される人のみが対象となります。

(3) サービス利用までの流れ



(4)介護サービスが必要になったときの相談窓口

「認知症が心配」「介護サービスが必要になったときはどうしたらいいの」などの相談に応じ、住み慣れた地 域で安心して生活できるよう、必要なサービス利用の手続きや支援を行います。

- ◆介護福祉課 ☎34-8715
- ・越前町地域包括支援センター ☎34-8729
- 地域包括支援センター丹生 ☎34-8000
- 在宅介護支援センター(町から委託を受けて運営) 在宅介護支援センターさざんかホール (朝日地区) **☎34-1440** 越前町社会福祉協議会在宅介護支援センター(宮崎・織田地区) ☎36-0698 海楽園在宅介護支援センター(越前地区) ☎39-1461

(5) 保険料

介護保険制度は、介護が必要となった人が安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこう というものです。みなさん一人ひとりの納めていただいた保険料が、介護保険の大切な財源になります。

■保険料の決め方

40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方式により決められ、 医療保険に含まれます。

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は、越前町の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

介護保険料は、3年ごとに介護保険事業計画の中で見直されます。高齢化が進み、介護サービスを利用する 人や利用料に変動があると、介護保険料に反映されます。介護保険料は、次のように算出されます。

基準額の算定方法

越前町で必要な 介護サービスの総費用

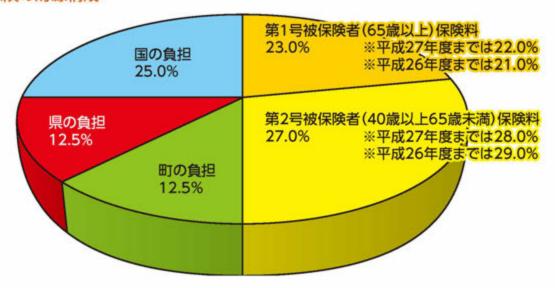
65歳以上の人の負担割合

越前町に住む 65歳以上の人の人数

=

越前町の介護保険料の基準額

■介護保険の財源構成







金

後期高齢者医療制度

健康保険課

234-8710

保険者と被保険者

■保険者(運営者)

県内の全市町により構成される「福井県後期高齢 者医療広域連合」が保険者になります。

健康保険課の窓口では

- 保険証の交付(引渡し)
- 保険料の徴収
- 各種申請や届出書の受付
 - (例)高額療養費の申請、療養費(コルセットなどを作った際)の申請の受付など、身近な業務を行っています。

■被保険者(後期高齢者医療制度の対象者)

- 75歳以上の人は、自動的に後期高齢者医療制度の 被保険者になりますので、手続きは不要です。
- 65歳以上75歳未満で一定の障害認定を受けている人が、後期高齢者医療制度への移行を希望する場合は、申請が必要です。

被保険者証(保険証)

保険証は、毎年8月1日に切り替わります。新しい 保険証は、福井県後期高齢者医療広域連合から7月中 に郵送されます。ただし、年度の途中で75歳になる 場合は、健康保険課から誕生月の前月中に郵送しま す。

保険証の切り替えにあわせて、医療費の自己負担 割合(1割・2割・3割)が見直されます。前年の所得に よって、負担割合が変わる場合があります。

お医者さんにかかるとき

医療機関の窓口で後期高齢者医療制度の保険証 を提示して、医療費の一部を負担します。

■現役並み所得者の判定基準

住民税課税所得が145万円以上で、かつ収入が被保険者複数世帯で520万円(単身世帯で383万円)以上の人は、現役並み所得者になります。

国民年金

健康保険課

234-8710

国民年金とは

国内に住民登録のある20歳以上60歳未満のすべての人が国民年金に加入し、老後や、事故や病気で障がい者になったとき、加入者が死亡したときといった万が一のときに、所得に不安のないよう年金を支給する制度です。

加入者

- ◆第1号被保険者:日本国内に住んでいる20歳以上 60歳未満の学生や、農業・漁業・自営業の人
- ◆第2号被保険者:厚生年金保険の被保険者/共済 組合の組合員または加入者
- ◆第3号被保険者:第2号被保険者に扶養されている 20歳以上60歳未満の配偶者

加入の手続きに必要なもの

- ◆20歳になった人:国民年金被保険者資格取得届書 (20歳になる前に、年金事務所から送られます)
- ◆会社を退職した人:資格喪失連絡票(離職票)、年金 手帳
- ◆住所や氏名が変わった人:年金手帳

■老齢基礎年金

保険料を納めた期間(猶予や免除、合算対象期間を含む)が25年以上ある人が、65歳になったときに支給されます。

■障害基礎年金

国民年金加入中や20歳になる前に初診日(初めて医師の診察を受けた日)がある病気やけがによって、障害等級の1級または2級に該当する場合に支給されます。

■遺族基礎年金

国民年金加入中の人や老齢基礎年金の受給資格 期間(原則25年)を満たした人が死亡したときに、そ の人によって生計を維持されていた「子のある配偶 者」または「子」に支給されます。

この場合の「子」とは、18歳到達年度の末日を経過していない未婚の子、または20歳未満で年金の障害等級が1級または2級の子になります。



国民年金の保険料納付

令和4年度国民年金保険料

1か月16,590円(年齢・性別・所得に関係なく定額です。)

より多くの年金を受けたいときは、付加保険料(月々400円)を納めていただく制度もあります。

保険料の納め方

日本年金機構から送られてくる納付書で、金融機関やコンビニエンスストアで納めてください(翌月末日が納付期限となります)。なお、口座振替やクレジットカードで納めることもできます。

また、保険料をまとめて前払い(前納)すると、保 険料が安くなります。

保険料の免除・猶予制度

第1号被保険者は、毎月の保険料を納める必要があります。所得が少ないなど、保険料を納めることが難しい場合もあります。そのような場合は、未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」や「学生納付特例制度」の手続きを行ってください。

免除の種類

■申請免除(全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除)

本人、配偶者、世帯主の所得が一定以下の場合や 災害や失業などで保険料を納付することが困難な 場合、申請し承認されると保険料の一部または全部 が免除になります。なお、一部免除が承認された場 合は、減額された保険料を納める必要があります。

■納付猶予

20歳以上50歳未満の人で、本人、配偶者の所得が 一定以下の場合、申請し承認されると保険料の納付 が猶予されます。

■学生納付特例

学生本人の所得が一定以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。

■法定免除

生活保護を受けている人、障害基礎年金(1級または2級)を受給している人は申請することにより、保 険料の納付が免除になります。

※「免除」は、老齢基礎年金額に反映されます。「猶予」や「学生納付特例」は、受給資格期間に算入されるとともに障害基礎年金などを受給できますが、老齢基礎年金額には反映されません。

■免除・納付猶予の申請が可能な期間

保険料の納付期限から2年を経過していない期間は、申請書が受理された月から2年1か月前までについてさかのぼって申請することができます(学生納付特例も同様です)。



₩ 健康·福祉

医療サービス

健康保険課

34-8710

国民健康保険織田病院

所在地 織田106-44-1

電話番号 36-1000

診療科日

内科·消化器内科·総合診療科·外科·整形外科·脳 神経外科・小児科・眼科・リハビリテーション科・耳 鼻咽喉科·泌尿器科

診療時間

◆午前の部

受付時間:午前7時50分~午前11時30分 診察時間:午前8時45分~午後0時30分

◆午後の部

受付時間:午後1時30分~午後4時30分

診察時間:午後2時~午後5時

診 土曜午後·日曜日·祝日·年末年始(1/29) $\sim 1/3$

※各診療科ごとに診療時間や休診日が異なります。 詳細は、織田病院のホームページをご覧いただく か、お電話でお問い合わせください。

瞳がい者医療

障がい生活課

34-8723

白立支援医療制度

障がいの軽減を図るための特定の医療にかかる 医療費が一部助成されます。

原則として保険診療の1割が自己負担となり、世帯 の所得水準などに応じて月額上限額を設定します。

= 広告: 外科 内科 心療内科 精神科 ストレス相談 AM9:00~12:00 PM2:00~ 6:00 ★休診 木曜日午後·土曜日午後·日曜日·祝日 (●は心療内科 完全予約制) 津田武嗣 津田恭子 鯖江市平井町43-1-3(旧 丹南高校北 500m) TEL0778-62-0222

医療の 種類	内 容	申請に必要なもの
更生医療	18歳以上の心臓、腎 臓、肢体などでの医療	申請書、診断書、同意書、同一 保険者全員の健康保険証、
育成医療	18歳未満の心臓、腎 臓、肢体などでの医療	身体障害者手帳(更生医療の み)、所得証明書(1月1日以降
精神通院 医療	精神疾患を有する者の 通院医療	に転入した人のみ)、年金振込 通知書(年金受給者のみ)

重度障害者(児)医療費無料化制度

重度心身障がい者の健康維持と経済的負担を軽 滅するため、保険診療の自己負担分(保険適用分)が 診療月の2~3ヶ月後に支給されます。ただし、医療 機関窓□において一旦お支払いいただく必要があ ります。

※前年の所得が基準額を超える人は支給されません。 ※精神障がいは通院のみ対象となります。

受給対象者	申請に必要なもの
身体障害者手帳の1~3級の交付を受けている人 療育手帳の程度がA1~B1の 交付を受けている人 精神障害者保健福祉手帳の1級 または2級の交付を受け、自立 支援医療受給者証の交付を受けている人	申請書、当該の障害者手帳、健康保険証、預金通帳、自立支援医療受給者証(精神手帳の人のみ)、所得証明書(1月1日以降

身体障害者手帳•療育手帳•精神障害者保健福祉手帳

障がい生活課

34-8723

身体障害者手帳

身体に障がいのある人が、いろいろな援助を受け やすくするための手帳です。手帳認定の審査は、県 で行います。手帳を障がい生活課でお渡しするまで に、申請の日から1か月ほどかかります。

手帳の	対象者	申請に必要	障がいの
種類		なもの	等級
身体障害 者手帳	1. 視覚 2. 聴覚 3. 平衡機能 4. 音声・言語・そしゃく機能 5. 肢体不自由 6. 内部障害 (心臓、呼吸器、腎臓、膀胱・直腸・小腸、肝臓) 7. 免疫機能障害 [HIV (ヒト免疫不全ウィルス)]	申請書、診断 書(指定医師 のもの) 本人写真(1 枚)…縦4㎝ ※写真は貼ら ずに提出して ください	1~6級

療育手帳

知的発達障害(児)者が、いろいろな援助を受けや すくするために県が発行している手帳です。 手帳の等級の判定は、県で行います。

手帳の 種類	対象者	申請に必要 なもの	障がいの等級
療育手帳	心身の発達、日常 生活、行動、知的 能力、社会性など 様々な点から判 断し、知的障がい と判定された人	申請書、知的障害者相談記録票本人写真(1枚)	A1,A2,B1,B2

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため長期にわたり日常生活または社会 生活への制約のある人が、いろいろな援助を受けやす くするために県が発行している手帳です。手帳認定の 審査は、県で行います。手帳を障がい生活課でお渡し するまでに、申請の日から1~2か月ほどかかります。

手帳の 種類	対象者	申請に必要 なもの	障がいの等級
害者 保健福	精神疾患を有する 人のうち、精神障がいのため、精神疾患を がいのため、長期 にわたり日常生活が 制約される人	診断書または 障害年金証書 (写)、同意書	1~3級

障害福祉サービス

○ 障がい生活課

☎34-8723

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健 福祉手帳をお持ちの人、またはこれに該当する診断 を受けている人、難病患者などの人が地域で自立し た生活を送ることができるように支援します。

訪問系サービス

在宅で介護を受けたり、通所などで利用するサービスです。

サービス名	内 容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴や排せつ、食事などの 介助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が 必要な人に、自宅で入浴や排せつ、 食事などの介助、外出時の移動の 支援などを行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、 一人での外出が困難な人に、外出 時の移動の支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、一人での外出 が困難な人に、外出時の移動の支援を行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合など に、短期間、施設で介護を行います。
重度障害者包括支援	介護の必要性がとても高い人に、 居宅介護など複数のサービスを包 括的に行います。
移動支援事業 他	外出時の円滑な移動を支援し、自 立生活や社会参加を促します。

※ 見は、障害児通所支援、働は、地域生活支援

日中活動系サービス

入所施設などで昼間の活動を支援するサービスで す。

サービス名	内 容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や 日常生活上の世話を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で入浴や 排せつ、食事の介護を行い、創作的活動の 機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよ う、一定期間、身体機能や生活機能向上の ための訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一 定期間、就労に必要な知識や能力の向上の ための訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などでの就労が困難な人に働く 場を提供するとともに、知識や能力向上の ための訓練を行います。 (A型:雇用契約あり B型:雇用契約なし)
児童発達支援 ⑰	日常生活での基本的な動作の指導、集団生 活への適応訓練を行います。
医療型 児童発達支援 (児)	各障がいに応じた専門的な訓練や医療的 ケアを行います。
放課後等 デイサービス (児)	学校通学中の児童が、放課後や夏休みなど の長期休暇中に、生活能力向上の訓練等を 行います。
保育所等 訪問支援 ⑫	保育所等を現在利用中、または今後利用する児童に、集団生活への適応訓練のために 保育所などの職員に支援方法の指導を行います。
日中一時支援 事業 ⑱	施設での日中活動の場を提供し、在宅の輝 がい者や障がい児、その家族の介護負担の 軽減を図ります。
地域活動支援 センター事業 (地)	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を支援する場を提供します。

※ 見は、障害児通所支援、地は、地域生活支援

居住系サービス

入所施設などで住まいの場を提供するサービスで す。

サービス名	内 容
施設入所支援	施設に入所し、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

※障害福祉サービスの中には、介護保険と重複する サービスがあり、その場合は原則として介護保険 が優先されます。そのため、65歳以上の人、40歳 以上65歳未満で特定疾病に該当する人は、介護保 険の認定申請が必要です。

障がい者手当

○ 障がい生活課

234-8723

障がい者手当

■障がい者手当一覧

障がいがある人の在宅生活の経済的支援として、 手当が支給されます。

手帳の種類	受給対象者	支給額	支給時期
特別児童扶養手当	身体または精神に中 程度以上の障がいが ある20歳未満の児童 を養育している人。	TAX BOOK STORY	毎年4月、8 月、12月 (各前月まで の分を支給)
障害児福祉手当	身障手帳1、2級程度、 療育手帳A1程度、または重度の精神障が いがあるため、日常 生活において常時介 護を必要とする20歳 未満の人。	14,850円	毎年2月、5 月、8月、11月 (各前月まで の分を支給)
特別障害者手当	心身に重度の障がい を重複するか、単一 の重度障がいであっ て、日常生活におい て常時介護を必要と する20歳以上の人。	27,300円	毎年2月、5 月、8月、11月 (各前月まで の分を支給)
重症心身障害 児(者)等福祉 手当	身障3級以上かつ療育手帳所持者で判定 基準に該当する人、 または身障2級以上 か重度の知的障害が ある人で、各種手当 や年金が支給されない人。	3,000円	毎年3月、9月 (各前月まで の分を支給)

※前年の所得が基準額を超える人や、施設入所者、 長期にわたって入院されている人には支給され ません。

※支給額は変動する場合があります。

福祉相談支援

障がい生活課

34-8723

福祉相談支援

■相談機関一覧

福祉に関する様々な問題についての相談を受け 付けています。

相談内容	相談機関	連絡先
福祉に関する 全ての相談	越前町役場 障がい生活課	0778-34-8723
障害福祉サービスの利 用や制度についての相 談	障害者基幹相談支援 センター (越前町相談支援セ ンターさざんか)	0778-34-2501
生活困窮、生活保護、障 がい福祉、難病等に関 する相談	福井県丹南健康福祉センター	0778-51-0034

相談内容	相談機関	連絡先
ひきこもりに関する相談	ひきこもり地域支援 センター (福井県総合福祉相 談所)	0776-24-4400
障がいのある人に対す る虐待、差別に関する 相談	障害者基幹相談支援 センター (越前町相談支援セ ンターさざんか)	0778-34-2501

福祉事業一覧表

介護福祉課

34-8715

在宅福祉サービス事業

■外出支援サービス事業

移送用車両により利用者の自宅と医療機関など との間を送迎します。

対象者

おおむね65歳以上の高齢者で、心身の障がいなど により寝たきりの人や車椅子を利用している人で、 一般の交通機関を利用することが困難な人

利用者負担

乗車地から5キロメートルまで片道520円(以後 は、5キロメートルごとに260円増)

待機料金は、30分410円(以後は、30分ごとに 410円増)

問合せ先

越前町社会福祉協議会(☎34-2388)

■緊急通報体制等整備事業

一人暮らし高齢者などの急病や災害などの緊急 時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報シス テムを配備し、緊急事態に対応します。

対象者

おおむね65歳以上で虚弱な一人暮らし高齢者、高 齢者のみの世帯または身体障がい者のみの世帯の人

利用者負担 無料

申請に必要なもの

申請書、印鑑、民生委員の意見書(民生委員の押印)

その他

緊急通報装置の設置には、電話回線が必要となり ます。携帯電話のみのご家庭には、設置できません。

問合せ先

介護福祉課(☎34-8715)

■介護用品支給事業

利用券を発行し、補助します。利用券の金額は、世 帯の課税状況などによって異なります。

対象者

介護保険認定者(要介護1以上)で、常時介護用品 が必要な人。

問合せ先

介護福祉課(☎34-8715)

■地域ふれあいサロン事業

身近なところで健康チェック、各種相談などを行うサロンを開きます。

対象者

おおむね65歳以上で、要介護認定で「自立」と判定 された一人暮らしの高齢者や在宅で閉じこもりが ちな虚弱な高齢者、またはその家族介護者

問合せ先

越前町社会福祉協議会(☎34-2388)

■給食サービス事業

要援護高齢者や一人暮らし高齢者に給食サービスを提供します。

対象者

おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者の みの世帯で調理をするのが困難な人

利用者負担 1食あたり 100円(月2回)

申請に必要なもの

申請書、印鑑、民生委員の意見書(民生委員の押印)を提出し、越前町社会福祉協議会で受付

問合せ先

越前町社会福祉協議会(☎34-2388)

■寝具類洗濯・乾燥・消毒サービス事業

洗濯ができない要援護高齢者や一人暮らし高齢 者に寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを行います。

対象

おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者 のみの世帯で寝具類の衛生管理が困難な人

利用者負担など

- 敷布団、掛布団、毛布など3枚まで(年2回)
- 3.140円以上は実費

申請に必要なもの

申込書(申込書を民生委員に提出し、越前町社会 福祉協議会で受付)

問合せ先

越前町社会福祉協議会(☎34-2388)

母子の保健

○ 子育て世代包括支援センター

34-8821

妊娠届出(母子健康手帳の交付)

母子健康手帳は、お母さんとお子さんの健康記録 です。医師の診断を受けて妊娠がわかったら早めに 交付を受けましょう。

妊娠の届出時には、マイナンバーが必要になりましたので、原則、妊婦ご本人が窓口にお越しください。

■申請に必要なもの

妊婦本人が届け出る場合

- 1. 妊娠届出書(母子健康手帳交付申請書)
- 2. マイナンバーが確認できるもの
- 3. 妊婦の本人確認できるもの(運転免許証、パスポートなど顔写真つきのもの)

代理人が届け出る場合

- 1. 妊娠届出書(母子健康手帳交付申請書)
- ※妊婦本人が記入したものをご持参ください。
- 2. 妊娠届委任状
- 3. 妊婦本人のマイナンバーが確認できるもの
- 4. 代理人の本人確認ができるもの
- ※代理人が届け出る場合、1.3は必要に応じてマイナンバーが見えないよう、封筒に入れるなどして代理人にお渡しください。

妊婦健診助成

母子健康手帳交付の際に「妊婦健診受診票」をお 渡しします。

受診票の内容は、妊婦健診14枚、子宮頸がん検診 1枚、初期血液検査1枚、HTLV-1抗体検査1枚、性器 クラミジア検査1枚、新生児聴覚スクリーニング検 査1枚、1か月児健康診査1枚となります。

- ※里帰りなどで、委託契約医療機関外で受診した健 診も、助成対象範囲内で助成しますのでご連絡く ださい。
- ※越前町に転入された場合は、越前町の「妊婦健診 受診票」をお渡しします。
- ※越前町から転出された場合は、越前町の「妊婦健 診受診票」は使えません。転出先の市町村でご相 談ください。

乳児·産婦訪問

保健師が乳児・産婦の訪問をします。

赤ちゃんの様子やお乳の飲み方を見ながら育児 相談をお受けします。

乳幼児健診·育児教室

乳幼児の定期的な健診、育児教室を行っています。

健診·教室名	集団で実施*1	個別に受診。2
1か月児健診		•
4か月児健診		•
離乳食教室(前期)	•	
離乳食教室(後期)	•	
10か月児健診		•
1歳6か月児健診	•	
2歲児歯科健診	•	
3歲児健診	•	
5歳児健診	•	

※1:集団で実施する健診や育児教室は、対象者に個別に通知します。

※2:個別に受ける健診は、委託医療機関で受診します。

育児相談

保健師、栄養士が電話・面接・訪問などで随時相談 をお受けします。

特定不妊治療費助成

特定不妊治療費助成とは

体外受精、顕微授精、男性不妊治療(精子を採取する手術)費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とした制度です。

【対象となる人】

次の要件を満たしていること。

- ①法律上の婚姻をしている夫婦又は、事実婚関係に ある者で夫又は妻のいずれか一方若しくは両方 が申請を行った日において当該日以前に越前町 に1年以上住所を有している人
- ②治療開始日の妻の年齢が42歳以下の人
- ③各医療保険に加入している人
- ④町税等を完納している人
- ⑤特定不妊治療指定医療機関で助成対象となる治療を受けている人

【対象となる治療】

特定不妊治療 体外受精、顕微授精、男性不妊治療(精子を採取する手術)を含む

助成対象外の治療

- 夫婦以外の第三者から精子、卵子又は胚の提供を 受けた不妊治療
- 代理母による不妊治療
- 借り腹による不妊治療
- ★医師の診断に基づき、やむを得ず中断した特定不 妊治療については、助成の対象とします。

【県内の特定不妊治療指定医療機関】

医療機関名	住 所	電話番号
西ウイミンズ クリニック	福井市木田2丁目2102	0776-33-3663
福井大学医学部 附属病院	吉田郡永平寺町 松岡下合月23-3	0776-61-3111
本多レディース クリニック	福井市宝永4丁目2-18	0776-24-6800

※他の都道府県等が指定している医療機関についても、指定医療機関とみなします。

【助成の内容】

①助成回数

初回の治療開始時の妻の年齢	回数制限
39歳以下	1子ごと通算6回まで
40~42歳	1子ごと通算3回まで

②助成費用は、1回の治療につき所得に応じて高額 療養費適用相当の額と医療保険およびその他助 成制度等適用後の自己負担額と比較して少ない 方の額の2分の1の額とする。また、千円未満の端 数は切り捨てます。

【申請に必要な書類等】

- ①助成申請書(様式は、役場子育て世代包括支援センターまたはホームページにあります。)
- ②特定不妊治療指定医療機関受診等証明書(写し可)※医療機関が発行するもの
- ③特定不妊治療の領収書
- ④夫婦の医療保険証(写し)
- ⑤夫婦の所得の確認できる書類
- ⑥戸籍謄本(初回申請時に必要。2回目以降は不要。 内容に変更がある場合は必要)(事実婚の方は、両 人の戸籍謄本・住民票・事実婚に関する申立書・意 向確認書が必要)
 - ※事実婚に関する申立書・意向確認書の様式は町のホームページにあります。
- ⑦印鑑
- ⑧金融機関の通帳(申請者名義)

【申請の期限】

申請期限は、治療が終了した日の属する年度内とします。

できるだけ早くお手続きくださいますようお願いします。







予防接種

○ 子育て世代包括支援センター

☎34-8821

接種対象者には、個別にご案内します。また、随時ご相談をお受けします。

定期予防接種(子ども)

令和4年4月1日現在

予防接種の種類		接種対象者		
ロタウイルス		ロタリックス:生後24週(約5か月半)までのお子さん		
ロックイルス		ロタテック:生後32週(約7か月半)までのお子さん		
ヒブ		生後2か月以上5歳未満のお子さん		
小児用肺炎球菌		生後2か月以上5歳未満のお子さん		
B型肝炎		生後1歳未満のお子さん		
ジフテリア・百日せき 破傷風・ポリオ 生後3か月以上: (4種混合)		生後3か月以上7歳6か月未満のお子さん		
BCG		生後1歳未満のお子さん		
麻しん	1期	生後1歳以上2歳未満のお子さん		
風しん	2期	5歳以上7歳未満のお子さん(小学校就学前の1年間)		
水痘		生後1歳以上3歳未満のお子さん		
	1期	3歳以上7歳6か月未満のお子さん 特例対象者(お問い合わせください)		
日本脳炎	2期	9歳以上13歳未満のお子さん 特例対象者(お問い合わせください)		
ジフテリア・破傷風(2種)	昆合)	11歳以上13歳未満のお子さん		
子宮頸がん (ヒトパピローマウイルス)		小学6年生~高校1年生相当の女子 キャッチアップ接種対象者(平成9年度~平成17年度生まれの未接種の女性)		

定期予防接種(高齢者)

予防接種の種類	接種対象者		
高齢者インフルエンザ	 65歳以上の人 60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓、呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能で身体障がい者1級相当の障がいを持つ人 		
高齢者肺炎球菌	(令和5年度まで) - 当該年度の年齢が65・70・75・80・85・90・95・100歳の人 - 60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓、呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能で身体障がい者1級相当の障がいを持つ人 (令和6年度以降) - 65歳の人 - 60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓、呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能で身体障がい者1級相当の障がいを持つ人		

^{※○}歳未満とは、○歳の誕生日の前日までのことです。



成人の保健

健康保険課

34-8710

健康診査・がん検診

健診の種類	集団健診	個別健診 会場:指定医療機関
特定健診・ 長寿健診・ ヤング健診	20歳以上の越前町国 民健康保険加入者後期高齢者医療保険 制度加入者20~39歳の住民	40歳以上の越前町国 民健康保険加入者後期高齢者医療保険 制度加入者
	身体測定、血圧・血液検 査、尿検査など	身体測定、血圧・血液検 査、尿検査など
肺がん検診	40歳以上	40歳以上
大腸がん検診	40歳以上	40歳以上
	50歳以上(2年に1回)	50歳以上(2年に1回)
胃がん検診	バリウム造影	パリウム造影または内 視鏡検査
子宮頸がん 検診	20歳以上の女性 (2年に1回)	20歳以上の女性 (2年に1回)
乳がん検診	40歳以上の女性 (2年に1回)	40歳以上の女性 (2年に1回)
肝炎検査	40歳以上(過去に検査をしたことがない人)	
ピロリ菌検査	20~74歳(過去に検査をしたことがない人)	
前立腺がん 検診	50~74歳の男性	
人間ドック		30歳以上の越前町国 民健康保険加入者後期高齢者医療保険 制度加入者

令和4年4月1日現在

結婚支援

子ども未来課

34-8725

|結婚支援事業

■結婚祝品支給事業

結婚して町に3年以上定住する意思のある夫婦 に、越前町商工会商品券を支給します。

対象者

次の条件を全て満たすことが条件となります。

- ①婚姻日から起算して90日以内に夫婦ともに町内に 住所を有し、かつ町に定住する意思を有すること。
- ②過去に夫婦ともにこの事業による商品券の支給 を受けていないこと。

支給額

夫婦1組につき越前町商工会商品券2万円。

■縁結び奨励金交付事業

若者の定住促進を図るため、独身者に対して結婚と 定住に至るお世話をした人に、奨励金を交付します。

対象者

次の条件を全て満たすことが条件となります。

①本事業の趣旨に賛同・理解し、事前に縁結びお世 話人として登録していること。

- ②町内に住所を有する人、または町内事業所に勤務 する人であること。
- ③結婚した男女の3親等以内の親族でないこと。
- ④自らが出会いの労を介したことにより結婚を成 立させた人であること。
- ⑤結婚した男女が3年以上、定住の意思があること。
- ⑥交付対象者に町税の滞納がないこと。
- ⑦営利を目的とした結婚斡旋業者でないこと。
- 交付額 結婚成立1組につき5万円。

結婚新生活支援事業(令和4年度時点)

新婚世帯の住宅取得に係る費用を支援します。

対象者

次の条件を全て満たすことが条件となります。

- ①夫婦の双方が39歳以下であること。
- ②夫婦の直近の合計所得額が400万円未満であること。
- ③過去に他自治体で同様の趣旨による給付を受け ていないこと。
- ④町税等の滞納がないこと。

補助額

住宅の取得費、リフォーム費、賃貸費の上限30万円

- ※他事業と併せての申請ができる場合がありますの で、一度ご相談ください。
- ※申請書、同意書兼契約書等は子ども未来課にてお 受け取りください。

J25夫婦支援事業(令和4年度時点)

新婚世帯の新生活のスタートアップを支援します。

対象者

次の条件を全て満たすことが条件となります。

- ①夫婦の双方が39歳以下、かつ双方又は一方が25歳以下 であること。
- ②夫婦の直近の合計所得額が400万円未満であること。
- ③過去に他自治体で同様の趣旨による給付を受け ていないこと。
- ④町税等の滞納がないこと。

補助額

スタートアップにかかる費用として10万円(例:家 具・家電の購入・設置費用、引越費用等)。

※申請書、同意書兼契約書等は子ども未来課にてお 受け取りください。

育て支援

子ども未来課 子育て世代包括支援センター **34-8725 234-8821**

児童手当

受給対象者	支給額(月額)	支給時期	所得制限
中学校修了までの場合での でのを すを を は でのを を は でのを は のを は のを は は のと のを は のを は のを は のを は のを のを のを のを のを のを のを のを のを のを	 0~3歳未満:一律 15,000円 3歳〜小学校修了まで 第1子、第2子:10,000円 第3子以降:15,000円 中学生:一律10,000円 所得制限以上:一律5,000円 (当分の間の特例給付) 	6月、10月	扶養親族 等の外限を 場り がでして います。

- ※所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。
- ※手当を受給するためには、「認定請求書」の提出が必要です。
 ※公務員の場合は、勤務先で支給されます。
- ※現況届の提出は原則不要となりました。受給者の保険 証、住所、□座を変更される際は手続きが必要です。

■次の場合は手続きが必要です。

- 出生・転入・転出があったとき
- 受給対象者が公務員になったとき

児童扶養手当

受給対象者	児童数	全額支給	一部支給	支給時期
次の①~⑨に当てはまる子どもを監護している父母や、父母に代わって養育している人 ①父母が婚姻を解消した子ども ②父または母が死亡した子ども	第1子	月額 43,070円	所得に応額 43,060 円 0,160円 までざ 額	
③父または母が一定程度の障がいの状態にある子ども ④父または母が生死不明の子ども ⑤父または母が1年以上遺棄している子ども ⑥父または母が裁判所	第2子	月額 10,170円	所得に 10.160 円0.160 円0.090 5.090 円の で10円 の で3 で3 で3 で3 で3 で4 で4 で5 で5 で6 で6 で7 で7 で7 で7 で7 で7 で7 で7 で7 で7	年6回 (1·3·5· 7·9·11 月)
からのDV保護命令を 受けた子ども ⑦父または母が1年以上 拘禁されている子ども ⑧婚姻によらないで生 まれた子ども ⑨棄児などで父母がい るかいないかが明ら かでない子ども	第3子 以降 (1人に つき)	月額 6,100円	所り 額6.090 円 2.050円 3.050円 3.050円 の 3.050円 の	

- ※手当額は毎年4月に物価スライド制により改定されることがあります。
- ※手当を受給するためには、「認定請求書」の提出が必要です。ただし、一定の所得制限などがあります。
- ※受給権の消滅事由(婚姻など)が発生した場合は、 返還金が生じないよう、速やかにお届けください。 ※支給額は、変動する場合があります。

■出産祝金

お子さんが生まれた保護者へ祝金を支給します。出 生届を提出してから6か月以内に申請してください。

対象者

町内に住所を有してから1年以上の人。または、町内に住所を有し、かつ1年以上町内に住む見込みがある人。

支給額

第1子、2子のお子さん1人あたり 3万円 第3子以降のお子さん1人あたり 30万円

■チャイルドシート購入費補助

6歳未満のお子さんをもつ保護者が購入したチャイルドシートの費用の一部を補助します。

チャイルドシートは、お子さん1人につき1台に限ります。購入日から1年以内に申請してください。

対象者

保護者、お子さんとも町内に住所を有する人。

補助額

購入金額の3分の1(100円未満切り捨て、10,000円 を上限。)

すみずみ子育てサポート事業

一時的に育児を行うことが困難なとき(保護者の 仕事の都合、病気、冠婚葬祭、学校などの公的行事へ の参加など)に保護者などを支援する事業を実施し ています。

支援内容

- 一時保育(利用者宅、または施設での一時保育)
- 子育て家庭への生活支援(食事・洗濯などの子育 て家庭での軽易な日常生活援助)

対象者

- 町内に住む小学校就学前までの児童を養育する人
- ・ 本町に住所を有する第1子を出産予定の妊婦

補助額

1施設につき、児童1人あたり1時間350円(制限: 月70時間以内。ただし、妊婦家庭は、月35時間以内。) ※第1子の多胎児、第2子以降の就学前までの児童を

持つ世帯は、1時間700円です。

また、生後1か月未満の第1子の児童を対象とする生活支援に限り、月35時間以内は1時間700円です。

利用方法

利用を希望する人は、事前に登録が必要です。登録後、利用する際に利用申請書を実施機関に提出してください。

実施機関一覧

施設名	電話番号	自宅 で利用 一保育	自で利日生援 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	施で利用時育
越前町社会福祉協議会	0778-34-2388	0	0	×
鯖江地域ファミリー サービスクラブ	0778-51-9036	0	0	×
ハーツきっずさばえ	0120-70-3415	×	×	0
ハーツきっずたけふ	0120-54-3415	×	×	0
ハーツきっず羽水	0120-54-3415	×	×	0

病児デイケア事業

児童が病気の治療中、又は回復期にあるが、保護者が保育できない場合に一時的に預かる事業を実施しています。

児童の健全な育成、保護者の子育てと仕事の両立を支援する事業です。

病児保育…入院する必要がないが病気治療中であり、集団保育ができない児童を一時的に保育することです。

病後児保育…病気が治癒し、病気回復期に集団保 育ができない児童を一時的に保育 することです。

対象児童 町内にお住まいの生後2か月~小学校6 年生までのお子さん

利用時間 月曜日~金曜日 午前8時~午後5時

※町外の施設には、土曜日の午前中に利用できる施 設もあります。

また、実施施設によっては、利用時間が異なる場 合があります。

料金 2,000円(半日1,000円)

※第2子以降で、就学前の児童又は第1子の就学前多 胎児は無料です。

利用方法

実施施設で事前登録が必要です。

その他

実施施設の都合でお休みになることがあります。 また、実施施設で預かることができる児童には定 員があります。

※利用時間や利用方法、定員などの詳細は、実施施 設にお問い合わせください。

実施施設一覧

施設名	所在地	電話番号	利用可能サービス
織田病院	越前町織田 106-44-1	080-8991-4703	病児·病 後児保育
福井県済生会乳児院	福井市和田中 町徳万26	0776-30-0300	病後児保育
福井総合クリニック	福井市新田塚 1-42-1	0776-21-1300	病後児保育
福井愛育病院 愛育ちびっこハウス	福井市新保 2-301	0776-54-5757	病児·病 後児保育
大滝病院 病児保育園	福井市日光 1-1-1	0776-43-6855	病児·病 後児保育
クリニカ・デ・ふかや ひかり病児保育園	勝山市元町 1-9-45	0779-88-0288	病児·病 後児保育
斉藤病院 病児・病後 児デイケア「わらべ」	鯖江市中野町 12-8-1	090-3765-0593	病児·病 後児保育
公立丹南病院 病児・病後児 デイケア「えくぼ」	鯖江市三六町 1-2-31	080-6367-6567	病児·病 後児保育
野尻医院 病児ディケア「ままのて」	越前市平出 1-12-37	0778-22-5000	病児·病 後児保育

医療費助成制度

制度名	対象者	内容	所得 制限
子ども医療費 助成	満18歳に達する日以後の最初 の3月31日までの間にある人	医療費保 険適用分	なし
母子家庭等医 療費助成	20歳未満の児童を監護している配偶者のいない父または母 及びその児童	医療費保 険適用分	あり

※学校の災害共済給付を受けられる場合は、助成対 象外になります。また、健康保険から払い戻しを 受ける場合は、その分を差し引いて助成します。

児童館一覧

施設名	所在地	電話番号	開館時間	休館日
朝日児童センター	気比庄 57-205	34-7123	午後1時~ 午後6時	日曜日·祝日·年末年始 (12月29日~1月3日)
宮崎児童館	江波76-5-1	32-2323	午後1時~ 午後6時	日曜日·祝日·年末年始 (12月29日~1月3日)
織田児童館	織田109-55	36-2232	午後1時~ 午後6時	日曜日·祝日·年末年始 (12月29日~1月3日)
越前中部児童館	道口9-41 越前温泉 道の湯 2階	37-2270	午後1時~ 午後6時 ※土曜日: 午前10時 ~午後6時	祝日·年末年始 (12月29日~1月3日)
越前北部 児童館	梅浦60-15 越前地域福祉 センター2階	37-1754	午後1時~ 午後6時 ※土曜日: 午前10時 ~午後6時	祝日·年末年始 (12月29日~1月3日)

子育て支援センター一覧

子育て中のみなさんを応援する地域の子育て拠点施設です。

施設名	住 所	電話番号	開館時間	休館日
朝日子育 て支援セ ンター	気比庄57-205 朝日児童セン ター内	34-7123	午前9時~午後2時	土曜日·日曜日· 祝日·年末年始 (12月29日~1 月3日)
宮崎子育 て支援セ ンター	江波76-5-1 宮崎児童館内	32-2323	午前9時~ 午後2時	土曜日·日曜日· 祝日·年末年始 (12月29日~1 月3日)





よく笑い、いっぱい遊んで、心と体を育む

〒916-0422 丹生郡越前町厨 13-37

90778-37-1354

製養託 越前中部児童 越前町道口9-41「道の湯」2F TEL:37-2270 西徳寺保育園



施設名	住 所	電話番号	開館時間	休館日
織田子育 て支援セ ンター	織田109-55 織田児童館内	36-2232	午前9時~ 午後1時	土曜日・日曜日・ 祝日・年末年始 (12月29日~1 月3日)
越前子育 て支援センター	梅浦60-15-3 四ヶ浦こども 園内	37-0900	午前9時~ 午後2時	土曜日・日曜日・ 祝日・年末年始 (12月29日~1 月3日)
はぎの子 育て支援 センター	細野73-2 はぎのこども 園隣接	36-0396	午前9時~ 午後2時	土曜日·日曜日· 祝日·年末年始 (12月29日~1 月3日)

保育所・認定こども園(私立5園)

子ども未来課

☎34-8725

保育所は、児童福祉法に基づき、保護者が仕事な どにより家庭で保育できないお子さんを、保護者に 代わって保育するところです。

認定こども園は、幼稚園と保育所(園)の機能をも つ施設のことです。

入所(園)の条件

保育所に入所できるお子さんは、保護者、65歳未満の同居の祖父母のいずれもが次の事情で、お子さんを保育できない場合です。

- ①就労…月48時間以上の就労がある場合
- ②妊娠・出産…出産予定日前2ヶ月、出産後3か月以内の場合
- ③疾病・障がい…病気やけがをしている。または、心 身の障がいがある場合
- ④介護・看護…同居または長期入院中の親族の介護、 看護をしている場合
- ⑤災害復旧の活動をしている場合
- ⑥求職活動をしている場合(最長90日間)
- ⑦就学…就学や技能習得のため学校などに通う場合
- ⑧その他…町が特に必要と認めるもの なお認定こども園の場合は保育ができる環境で も入所できます。

入所(園)申し込み

- ①新年度入所(園)希望の児童は、毎年10月上旬に募集、受付します。年度途中の入所(園)希望も、この時期にお申し込みください。
- ②家の事情で急に年度途中から入所(園)を希望する児童は、随時受付を行っていますが、希望に添えない場合があります。まずは、こども未来課にお問い合わせください。

保育料

保育料は、児童の年齢と児童の両親の市町村民税の所得割額などで決定します。

保育所・認定こども園一覧

公·私区分	保育所(園)名	所在地	電話番号
公立	朝日西保育所	上糸生80-8	34-5602
公立	朝日南保育所	佐々生33-3-1	34-1614
公立	宮崎中央保育所	江波67-14	32-2067
公立	小曾原保育所	小曽原34-31	32-2039
公立(※)	あさひ保育所	気比庄57-206	34-0081
公立(※)	陶の谷保育所	寺13-1-1	32-3014
公立(※)	織田保育所	織田109-56	36-0160
私立	あさがお保育園	内郡4-13-2	34-1110
私立	西德寺保育園	厨13-37	37-1354
私立	四ヶ浦こども園	梅浦60-15-3	37-0305
私立	はぎのこども園	細野73	36-0396
私立	たいら保育園	下河原5-7	36-0251

※指定管理者が運営しています





小学校•中学校

☎34-8716 学校教育課

町立小・中学校一覧

	学校名	所在地	電話番号
	朝日小学校	天王5-7	34-0031
	常磐小学校	青野20-9	34-1374
	糸生小学校	上糸生81-19	34-5002
业	宮崎小学校	江波122-1	32-2002
小学校	四ヶ浦小学校	小樟42-175	37-0625
	城崎小学校	茂原4-8-1	37-1031
	織田小学校	大王丸20-17	36-0019
	萩野小学校	細野73-23	36-0028
	朝日中学校	気比庄51-5-1	34-0061
中学校	宮崎中学校	樫津20-20	32-2032
	越前中学校	大樟14-19	37-1200
-	織田中学校	下河原37-2-10	36-0059

入学するとき

入学する児童・生徒の保護者に、入学する年の1月 末日までに教育委員会から入学すべき学校と入学 期日を記載した入学通知書を送付します。

■次の場合は、ご連絡ください。

- 入学通知書が届かない場合
- 入学通知書を受け取った後に転居・転出する場合
- 入学通知書の記載内容に誤りがある場合
- 国立・私立の学校に入学する場合
- 心身に障がいがあり、入学先の変更、または入学 期日を延期したい場合

小学校へ入学する前年の10・11月に健康診断を 行います。9月下旬までに保護者に通知します。

転校手続き

■越前町から転出するとき

①現在通っている学校に電話連絡

転校に必要な手続きがあるので、お早めに引っ越 し先や連絡先などをお知らせください。また、転出 先の教育委員会にも連絡しておくことをお勧めし ます。

②現在通っている学校で手続き

転校先の学校に提出する、在学証明書などの書類 をお渡ししますので、一度学校に行っていただく必 要があります。

③教育委員会窓口へ

引っ越し後も、都合により越前町の小・中学校に 通う必要がある場合、手続きが必要ですので学校教 育課にご連絡ください。

教育制度

学校教育課

234-8716

就学援助費支給制度

経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護 者に、就学援助を行います。

対象者

- 生活状態が悪いため学校納付金を減免している 人、または学校納付金の支払いが滞りがちである 人。
- 保護者の職業が不安定で生活が困難と認められ た人。

援助内容

学用品、修学旅行費の一部、学校給食費など、小・ 中学校で必要な費用の一部。

申請時期 毎年4月頃

※上記の期限を過ぎた場合でも、申請は随時受け付 けております。



指定校変更•区域外就学制度

児童・生徒が就学する越前町立の小・中学校は、教 育委員会で「通学区域」に基づき就学校を指定して います。

特別な事情により、指定学校の変更や越前町外の 学校への就学を希望する場合は、学校教育課にお問 い合わせください。ただし、許可を受けるには、一定 の基準を満たす必要があります。

■指定学校一覧

小学校

学校名	指定通学区域
朝日小学校	西田中、西田中1~3丁目、内郡、東内郡1~4丁目、朝日(14~16字を除く)、朝日1丁目、上川去(46字を除く)、岩開、佐々生、気比庄、田中、市、乙坂、栃川、天王、天宝、宝泉寺
常磐小学校	朝日(14字~16字)、上川去(46字)、金谷、青野、頭谷、茱原、境野
糸生小学校	横山、牛越、野末、大畑、小倉、下糸生、大谷寺、中野、上糸生、小川、真木、天谷、東二ッ屋
宮崎小学校	熊谷、古屋、増谷、小曽原、江波、広野、蚊谷寺、樫 津、八田新保、舟場、八田、円満、上野、野、宇須尾、 大谷、蟬口、寺、陶の谷
四ヶ浦小学校	玉川、血ヶ平、左右、梨子ヶ平、梅浦、宿、新保、小 樟、大樟
城崎小学校	道口、厨、茂原、高佐、米ノ、午房ヶ平、六呂師
織田小学校	織田、平等、下河原、中、大王丸、三崎、四ッ杉、下 山中、上山中、上戸、打越
萩野小学校	細野、岩倉、笹川、桜谷、西ヶ丘、萩野、山田、赤井谷、入尾、笈松、茗荷

中学校

学校名	指定通学区域
朝日中学校	朝日小学校、常磐小学校、糸生小学校通学区域
宫崎中学校	宮崎小学校通学区域
越前中学校	四ヶ浦小学校、城崎小学校通学区域
織田中学校	織田小学校、萩野小学校通学区域

通学支援補助

企画振興課

34-8702

子育て支援と定住促進を目的として、高校生の保 護者の経済的負担を軽減するために、通学支援補助 金を交付しています。対象となる学校、定期券の種 類、通学ルート、補助金額など、詳しくは企画振興課 までお問い合わせください。

対象者

- 町内に在住する、通学のために路線バスまたは電 車の定期券を購入した高校生の保護者
- 町外から丹生高校に通学するために路線バスま たは電車の定期券を購入した保護者
- ※高校生の年齢は、18歳以下に限ります

必要書類

- 通学支援補助金交付申請書兼請求書
- 生徒手帳(新入生は合格通知書)の写し
- 購入した定期券の写し



⁴ 生活・環境・相談

ごみの分け方・出し方

住民環境課

34-8708

ごみの分け方・出し方

町が配布している「家庭ごみの正しい分け方・出 し方」ポスターやごみガイドブックを確認し、分別 して、決められた収集日に出してください。

ごみをステーションに出す場合は、お住まいの区のルー ルに従って、朝日・宮崎・織田地区は、回収日の午前8時まで に、越前地区は、回収日の午前7時までに出してください。

ごみの収集日

ごみの収集日は、町が配布している、「ごみ収集カ レンダー」をご確認ください。

※町指定のごみ袋以外は収集しません。ごみの収集 日程に変更がある場合は、広報や町ホームページ でお知らせします。

家電リサイクル制度

住民環境課

34-8708

家電リサイクルの対象商品は 適正に処理しましょう。

家電リサイクル法により、エアコン、テレビ(ブラウン 管式・液晶式・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類 乾燥機はリサイクルすることが義務付けられています。

町の施設では、処理できませんので、必ず次の方 法で手続きをしてください。

■家電リサイクル対象製品の処理方法

買い換えの場合

買い換えるお店で引き取りを依頼してください。

処分のみの場合

過去にその製品を購入したお店に引き取りを依 頼してください。

購入したお店がわからない場合

郵便局でリサイクル券を購入し、リサイクル券と ともに製品を指定取引場所に持ち込んでください。

リサイクル料金は、メーカーや容量、大きさに よって異なります。

リサイクル料金は、一般財団法人 家電リサイクル 券センターのホームページをご覧ください。

指定取引場所

名 称	所在地	電話
池田金属㈱	福井市文京7-106-1	0776-21-3131

※リサイクル料金に加え、収集運搬費用が必要となりま す。収集運搬料金は、依頼先にお問い合わせください。 家電リサイクル法についての詳細は、経済産業省 のホームページをご覧ください。

野焼き

住民環境課

34-8708

野外でごみを燃やす「野焼き」は大量の煙や臭いが発 生し、近隣の迷惑になります。

野焼きにより、「悪臭がして困っている」「煙で目やの どが痛い」「洗濯物が干せない」「小さな子どもがいて、 ぜんそくが心配」などの苦情が多く寄せられています。

「廃棄物の処理および清掃に関する法律」により、 野焼きは、一部の例外を除き禁止されています。

次の行為は、例外として野外での焼却が認められ ていますが、生活環境に支障を与え、苦情などがあ る場合は、改善命令や行政指導の対象となります。

認められている焼却であっても、近所の方から苦 情が寄せられた場合は、速やかに野焼きはやめま しょう。

= 広告

越前町·福井市 公認

産業廃棄物·収集·運搬· 家電リサイクル品収集 (テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗たく機)

有限会社

(本社)越前町四ツ杉79-7-1

80778-36-1555 FAX0778-36-1550





例外として野外での焼却が認められる場合

	廃棄物処理法施行令第14条	具体的な事例
1	国または公共団体がその施設の管理を行うために必要 な廃棄物の焼却	河川敷(堤防)の野焼き道路側(法面)の野焼き
2	震災、風水害、火災、凍霜害 その他災害の予防、応急対 策または復旧のために必要 な廃棄物の焼却	・災害時の緊急対応・火災予防訓練
3	風俗習慣上または宗教上の 行事を行うために必要な廃 棄物の焼却	正月の「しめ縄、門松など」を 焚く「どんど」などの行事供養のための塔婆の焼却
4	農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畑、あぜ草や下枝の焼却漁網にかかったごみの焼却など
5	たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物 の焼却であって軽微なもの	たき火、キャンプファイヤー

- ・違反者には、5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金(またはその両方)が科せられます。
- ※例外として認められている場合でも、家庭ごみを 一緒に焼却するのは違法行為となります。ゴム類、 プラスチック類、ビニール類などの焼却は、例外な く禁止です。違法な野焼きを行った場合、悪質な ケースは、警察が捜査を行うこともあります。

■注意事項

農業、林業または漁業を営むために稲わらや剪定 枝をやむを得ず野外で焼却する際は、周囲の迷惑に ならないように、次のことにご協力をお願いします。

- 場所、風向きや強さ、時間帯を考慮してください。
- 周囲の迷惑にならないように、少量にとどめ、煙の発生量を抑えてください。
- いつでも消火できる体制で、必ず日没までに終えてください。
- ※火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為を行う場合には、その地域を所管する消防署に届け出る必要があります。

ペット

住民環境課

234-8708

犬を飼っている人へ

犬を飼う人は、他人への迷惑や危害を及ぼすこと のないように十分な気配りが必要です。

犬の放し飼いは、禁止されています。散歩のときは、必ず引き綱をつけ、フンをした場合は、必ず片付けましょう。

犬の登録と狂犬病予防注射は、法律により義務づけられています。(登録手数料:3,000円、注射済票交付手数料:550円)

また、飼い主や所在地の変更があった場合には、 届出が必要ですので、住民環境課へお問い合わせく ださい。

動物由来感染症にご注意

狂犬病をはじめとする「動物由来感染症」とは、動物から人に感染する病気の総称です。人も動物も 重症になるもの、動物には症状が出ずに人が重症に なるもの、人は軽症でも動物は重症になるものなど 様々です。

感染症を予防するために、次のことに注意してく ださい。

- 動物との過剰なふれあいは、控えましょう
- 動物にさわったら、必ず手を洗いましょう
- 動物の身の回りは、清潔にしましょう
- 砂場や公園で遊んだら、必ず手を洗いましょう

猫を飼っている人へ

猫に、庭や家を荒らされたり、鳴き声がうるさい、 また排せつ物で汚されたなどの苦情や相談が増加 しています。これらは、飼い主の気配りと責任ある 飼育で改善できるものです。無責任な飼育は、近隣 の人々に迷惑をかけるばかりでなく猫にとっても

広告:



診療時間	月	火	水	木	金	±	日·祝
9:00 ~ 12:00	•	•	•	•	•	•	9695
13:00 ~ 16:00	手	術・検	査(緊	急時対	応)	14:00	休診
16:00 ~ 19:00	•	•	•	0	•	17:00	\$100 A

子犬のしつけ教室やトリミング(要予約)を 行っています。ホームページまたはお電話で お問い合わせください。

[保管] 視井市指令生衰 第15K001号 2020.1.30~2025.1.29 動物取扱責任者 篠田 紗貴



〒918-8026 福井県福井市渕4丁目2806

こうとくだ動物病院

JA n

O776-34-1270 ©

HP https://www.tokuda-ah.co.jp

不幸なことです。隣近所の人がみんな猫好きな人と は限りません。周りに迷惑や危害を及ぼさない気配 りと良いしつけが大切です。

猫は、放し飼いが一般的ですが、飼い主の目の届 かないところで何をしているかわかりません。道路 や公園、その他公共の場所や、他人の所有地・所有物 などを猫が荒らしたり、壊したり、または排せつ物 で汚したりしないように管理してください。

■飼えなくなった場合

適正に飼える人に譲渡するように努めましょう。 新聞に掲載するなど広く探しても譲渡する人が見 つからない場合は、健康福祉センター(保健所)にご 相談ください。

■地域猫について

決まった飼い主のいない地域猫は、ところかまわ ずフンをしたり、ごみ置き場を散らかしたり、家の 中に侵入して食べ物をとったり、いろいろな迷惑を 周囲に与えます。また、エサを求めて他からも猫が 集まってきたり、避妊・去勢手術をしていないので、 ますます増えて手におえなくなり、被害や迷惑も大 きくなります。地域猫にはエサをあげないようにし て他人に迷惑がかからないようにしましょう。また は不妊手術をしましょう。

衛生害虫

○ 住民環境課

34-8708

スズメバチなどの衛生害虫の駆除は、業者の紹介 のみ対応します。

有害鳥獣の被害

○農林水産課

234-8704

シカ・イノシシ・ハクビシンなどによる農作物の 被害は農林水産課にご相談ください。

いずれも大変危険な生物ですので、安易に手を出 さないようご注意ください。

除雪

都市整備課

234-8703

除雪体制

冬期間、職員が町内パトロールを行い、積雪など の状況により除雪車の出動を判断しています。な お、全路線の除雪作業は、民間に委託しています。

ご協力ください

■路上駐車をしない

除雪作業の妨げになるため、路上駐車は絶対にし ないでください。

■道路に雪を出さない

道路に雪を出すと交通の障害や路面凍結など、交 通事故の原因となることがあります。道路に雪を出 さないでください。

■障害物は事前に撤去する

除雪作業には最善の注意を払っていますが、進入 路用の鉄板などは破損する恐れがありますので、事 前に撤去をお願いします。また、路上に張り出して いる立木は、支障のないように各自で枝払いをお願 いします。

上下水道

○ 上下水道課

34-8707

工事は必ず指定工事店へ

家庭の上下水道工事は、「越前町指定給水・排水工 事業者」でなければ施工できません。

申請書類などの提出の際には、工事の内容や費用 をよく確認してください。

上下水道の手続き

下記の場合、上下水道課または宮崎・越前・織田住 民サービス室で手続きをお願いします。様式は、町 ホームページからダウンロードも可能です(3営業 日前までに手続きをお願いします)。

- ①上下水道を新たに使用するとき
- ②上下水道を使わなくなるとき
- ③引っ越しをするとき
- ④建物の解体などにより水道メーターとボックス の撤去を希望するとき(権利も失います。) ※使用者の認印が必要です。
- ⑤使用者、所有者の名義が変わるとき ※手続きには、使用者の認印が必要です。

■検針と水量のお知らせ

1か月に1回、検針員が水道メーターを確認し、使用水量に応じて、水道料金・下水道使用料を計算し、「使用水量・料金のお知らせ」によりお知らせします。水道メーターボックス内は、きれいに保ち、水道メーターボックスの上や周辺には物を置かないでください。家の増改築などで、水道メーターボックスが屋内や床下になる場合は、検針しやすい位置への移設をお願いします。

水道加入金(税込)

給水装置を新設する、または水道メーターの□径 を大きくする場合は、水道加入金の納入が必要です。

メーター口径	加入金の額
13mm	110,000円
20mm	220,000円
25mm	275,000円
30mm	330,000円
40mm	440,000円
50mm	550,000円
51mm以上	1,100,000円

水道料金(税込) (1か月 検針日〜翌検針日)

水道料金は、基本料金と超過料金の合計額です (10円未満切り捨て)。

基本料金	超過料金
(10mまで)	(使用水量1mにつき)
1,430円	11㎡~100㎡ 143円 101㎡~ 148.5円

受益者負担金(非課税)

下水道区域外や事業所などは、負担金が変わる場合があるので、上下水道課でご相談ください。

快適で衛生的な生活を送るため、また、豊かな自然環境を守るため、下水道施設を整備しています。 しかし、施設整備には多額の建設費が必要となるため、施設整備で利益を受けるみなさんには、受益者 負担金として、建設費の一部を負担していただきます。

受益者負担金 350,000円~

下水道使用料(税込) (1か月 検針日~翌検針日)

下水道使用料は、基本料金と超過料金の合計額です(10円未満切り捨て)。

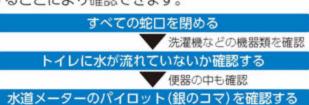
基本料金	超過料金
(10mまで)	(使用水量1mにつき)
1,430円	11㎡~30㎡ 143円 31㎡~50㎡ 154円 51㎡~100㎡ 165円 101㎡~ 181.5円

料金のお支払い

水道料金と下水道使用料は、1か月ごとにあわせて請求します。お支払いは、納入通知書、または□座振替をご利用ください。納入通知書では、会計課、宮崎・越前・織田住民サービス室、金融機関やコンビニエンスストアでお支払いいただけます。納付書が利用できる金融機関やコンビニエンスストア、また□座振替の方法などは、28ページでご確認ください。

漏水の調べ方

いつもどおりの生活なのに、急に使用量や料金が増えたときは、給水装置からの水漏れが考えられます。漏水の有無は、次の手順で水道メーターを点検することにより確認できます。



漏水はありません

止まっている

漏水している疑いがあるので 指定工事業者に連絡

回っている

水道メーター以降の宅内側の配管は、個人管理と なります。

- 冬季は露出している管が凍り、破裂する恐れがありますので、タオルで包むなど保温の対策をお願いします。
- 指定工事業者以外の事業所で修繕を行った場合は、上下水道料金減免の対象になりません。



34-8708

浄化槽の維持管理

浄化槽をお持ちのご家庭は、常に良好な状態に保 たれるように、適正な維持管理をお願いします。

浄化槽の保守点検

浄化槽の点検・調整、または修理の作業は、専門の 業者(県に登録された浄化槽保守点検業者)に依頼 してください。

浄化槽の法定検査

浄化槽の設置者(管理者)は、新たに浄化槽を設置 した後に行われる検査と、その後年1回の定期検査 を受ける必要があります。

斎場

○住民環境課

34-8708

鯖江葬斎場

所 在 地 鯖江市三尾野出作町第1号1番地

話 0778-51-4049

受入時間 午前8時30分~午後5時15分

休 日 年始(1月1日)

■火葬炉使用料

区分	管内※1	管 外※2
大人(満12歳以上)	25,000円	37,500円
小人(満12歳未満)	12,500円	18,750円
死産児・身体の一部	5,000円	7,500円

- ※1 亡くなった人、届出人どちらかの住所が越前 町、鯖江市の場合
- ※2 亡くなった人、届出人両方の住所が越前町、鯖 江市以外の場合

暮らしの相談

相談内容	詳細	日時	機関名	電話番号
消費者相談	悪質商法や多重債務問題の消費生活相談 に応じます。	平日 午前8時30分~午後5時15分	消費生活相談窓□ (総務課内)	0778-34-8700
交通事故相談	交通事故にあわれた人が問題を円滑に解 決するため、無料で相談に応じます。	平日 午前9時~午後4時	福井県交通事故相談所	0776-20-0518
人権相談	学校や職場におけるいじめ、差別などの 相談に応じます。秘密厳守は厳守します。	6月1日、12月1日 午前9時~午後4時	丹生地区人権擁護委員会	0778-34-8708
暮らしの困りごと 相談会	日々の暮らしの中で起こる様々な心配ご との相談に応じます。	午後1時~午後4時	暮らしの困りごと相談会 (越前町社会福祉セン ター内)	0778-34-2388
結婚相談	結婚に関するお悩みや相談に応じます。	第1~3月曜日 午後1時30分~午後4時 第4日曜日 午後1時30分~午後3時30分	結婚相談窓口 (越前町社会福祉セン ター内)	0778-34-2388
心をいやす相談会	眠れない・職場でうまくいかない、子ども のことが心配など様々な相談に応じます。	日時は広報誌でお知らせし ます。	健康保険課	0778-34-8710

クーリングオフ制度

○ 総務課

34-8700

突然自宅に訪問してきた業者に言われるまま契約してしまった、電話をかけてきた業者にあいまいな返事をして契約になってしまった、ということはありませんか?

クーリングオフとは、消費者がこのような不意打ち性のある契約をしてしまっても冷静に考え直す時間を与え、法律で定められた期間内であれば無条件で解約できる制度です。(ただし、乗用車など例外もあります。)

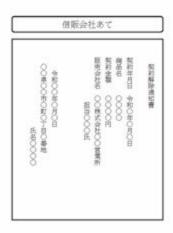
クーリングオフの方法

- ①契約書面を受け取った日を含めて8日以内に右記の記載例を参考に、書面(ハガキ)で通知します。
- ②ハガキに書いて両面をコピーし、自分の控えとして保存します。

- ③ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。(お金を支払っている場合は、簡易書留)
- ④クレジット契約の場合は、クレジット会社と販売 会社の両方に通知します。
- ※クーリングオフは、原則支払ったお金を返してもらえますが、業者の連絡先が分からない場合は返金が困難となります。その場でお金を支払うことは危険を伴いますので、注意しましょう。

はがき記載例





住宅支援制度

住まいに関する様々な支援をしています。

	支援制度		支援内容
	持ち家住宅新築促進		若者が町に定住するために新築された住宅の取得費用助成
新	"持ち家住宅新築促進事業"また	地域経済活性化促進	町内建築業者により新築された住宅の取得費用助成
築	は "結婚新生活支援事業"の対象- となった方のみ利用可	地域産材活用促進	町産材等を使用して新築された住宅の取得費用助成
	分譲地支援		町の分譲地を購入し住宅を新築する場合の費用補助
改修	多世帯同居住まい推進		直系親族の世帯と新たに同居するために必要な住宅改修の費用補助
	木造住宅耐震診断等促進		木造住宅耐震化のための診断費用補助
E+	木造住宅耐震改修促進		旧耐震基準で建てられた一戸建て木造住宅の耐震改修工事の費用補助
耐震	伝統的な古民家の耐震改修促進		伝統的な古民家の耐震改修工事の費用補助
	危険プロック塀除却		地震等で倒壊の危険性がある通学路等に面するブロック塀の除却また は建替えの費用補助

空き家対策補助制度

○ 定住促進課 ☎34-8727

空き家に関する様々な支援をしています。

支援制度	支援内容
空よ 寄仕 まい 主揺	空き家情報バンク登録物件の購入費補助(移住者・子育て世帯・新婚世帯など)
空き家住まい支援	空き家情報バンク登録物件をリフォームする際の費用補助(移住者・子育て世帯・新婚世帯・空き家所有者など)
空き家片付け支援	空き家情報バンク登録物件の家財道具等の片付け費用補助
空き家居住家賃支援	空き家情報バンク登録物件を賃借する際の家賃補助(移住者・子育て世帯・新婚世帯)
空き家活用支援	空き家情報バンク登録物件を地域活性化のために活用する個人または法人に対する購入・改修補助
空き家適正管理促進	遠方等でご自身で管理が難しい時など、空き家の管理代行サービスにかかる費用補助
空き家診断促進	空き家情報パンク登録する予定または既に登録されている物件の所有者に対し、空き家診断士による空き家診断の費用補助
空き家等除却支援	特定空き家、老朽空き家、準老朽空き家等の解体費用補助

☎34-8712

町議会は、町民の代表である町議会議員で構成さ れ、議員定数は、現在14人です。

議会は、町民一人ひとりの意見や要望を正しく把 握しながら、確かな将来を展望し、豊かで活力ある 町づくりの方向性を決定していく重要な機関です。 執行機関とも力を合わせ、諸政策や予算を定め、「住 民本位」で「住民参加型」の、町の明るい未来を切り 開いていきます。

議員は、総務文教厚生常任委員会、産業土木常任 委員会に所属します。随時、委員会を開いて、それぞ れの案件を専門的に調査・研究して、問題点を改善 します。また、常任委員会とは別に議会を円滑かつ 効率的に運営するための議会運営委員会と、特別委 員会(直面する重要な問題を調査するために議会の 議決により設置)があります。

定例会は、1年に4回開かれますが、必要に応じて 臨時会も招集されます。議会は公開されていて誰で も傍聴できるほか、審議内容や結果は「議会だより」 や町ホームページに掲載されます。

選挙管理委員会

☎34-8700

選挙権

選挙の種類	選挙権の要件
衆議院議員選挙 参議院議員選挙	満18歳以上の日本国民
県知事選挙 県議会議員選挙	満18歳以上で、引き続き3か月以上県 内の市町に住所のある日本国民、その 人が県内の他の市町に住所を移しても 選挙権を有します。
町長選挙 町議会議員選挙	満18歳以上で、引き続き3か月以上町 内に住所のある日本国民

被選挙権

選挙の種類	被選挙権の要件	
参議院議員選挙 県知事選挙	満30歳以上の日本国民	
衆議院議員選挙 町長選挙	満25歳以上の日本国民	
県議会議員選挙 町議会議員選挙	満25歳以上の日本国民で、その選挙の 選挙権のある人	

選挙人名簿

選挙人名簿とは、選挙の公正を図るために作成さ れる名簿で、選挙権のある人をあらかじめ登録してお き、投票のときに照合するものです。18歳になった人 は、住民基本台帳の記録に基づいて、自動的に選挙人 名簿に登録されますが、住所を移したときに「住民異 動届」をしないと新住所地の名簿に登録されません。

|在外選挙人名簿

在外選挙人名簿とは、国外に居住する選挙人の範 囲をあらかじめ確定しておくためにこれらの選挙人 (在外選挙人)を登録する名簿です。選挙人名簿の登 録は、国内では、住民基本台帳制度が完備されている ことから職権主義によることとされていますが、国 外では、在外邦人の動向を正確に把握する方法がな いため、申請主義によることとされています。

投票の方法

選挙は、選挙期日(投票日まで)の投票時間内(午 前7時~午後8時)に投票所で投票するのが原則です が次のような方法でも投票することができます。

■点字投票

視覚に障がいがある人は、点字による投票が認め られています。この場合、点字によって投票したい ことを投票所の投票管理者に伝えると、点字投票用 紙が交付されますので、その投票用紙に備え付けの 点字器で候補者の氏名や政党名などを記載して投 票することができます。

■代理投票

病気やけがのため、自ら投票用紙に候補者の氏名や 政党名などを記載できない場合は、投票所の職員が、 その選挙人に代わって候補者の氏名や政党名などを 代筆し投票することができます。ただし、本人が投票 所に直接出向いて投票することが原則で、代理人が行 使するものではありませんので、ご注意ください。

■期日前投票

投票日当日に仕事・旅行・冠婚葬祭などの理由で 選挙期日(投票日)に投票に行くことができないと 見込まれる場合は、期日前投票をすることができま す。期日前投票期間は、公(告)示日の翌日から投票 日の前日まで毎日(土・日・祝日も投票できます)午 前8時30分~午後8時まで投票することができま

■不在者投票

投票日当日に選挙人名簿登録地以外の場所に滞在していたり、都道府県が指定する病院や老人ホームなどの施設に入院または入所していて、投票日に投票に行くことができないと見込まれる場合は、それぞれ滞在場所、入院または入所している場所で不在者投票をすることができます。

■郵便投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳、介護保険証をお持ちで次に該当する人は、自宅などで郵便による不在者 投票ができます。投票するには、郵便投票証明書を所有 し、選挙ごとに投票用紙を請求する必要があります。

身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険証
両下肢・体幹・移動機能 の障がい(1級、2級)	両下肢・体幹の障がい (特別項症〜第2項症)	要介護者 (要介護5)
心臓・じん臓・呼吸器・ぼ うこう・直腸・小腸の障 がい(1級、3級)	心臓・じん臓・呼吸器・ぼ うこう・直腸・小腸・肝臓 の障がい(特別項症〜第 3項症)	
免疫・肝臓の障がい (1級 ~3級)		

明るい選挙推進協議会

明るい選挙推進協議会

34-8700

明るい選挙推進協議会とは

明るい選挙推進協会は、全国の都道府県や市区町村にある組織で明るい選挙の実現を目標に、全国で約6万5千人がボランティアで活動しています。協議会では、各種選挙の期間中に選挙違反のないきれいな選挙の啓発や、投票参加、政治意識の向上などを図るための運動を行っています。

三ない運動

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、 法律で禁止されていて、違反すると処罰されます。また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。 例えば、

- ・お歳暮やお年賀
- 入学祝·卒業祝
- お祭りや運動会への差し入れ
- ・地区の集会や旅行への差し入れ
- 葬式の花輪・供花

これらは、全て公職選挙法で禁止される寄附になります。

- 政治家は、有権者に寄附を贈らない。
- 有権者は、政治家に寄附を求めない
- ・政治家から有権者への寄附は、受け取らない。 の三ない運動を徹底し、明るい選挙の実現を目指し ましょう。



生涯学習・文化・スポーツ

生涯学習センター

◆ 生涯学習センター

34-2000

生涯学習センターおよび各分館は、様々な生涯学習活動を支援するための施設で、みなさんの学習活動や交 流の場として、各種教室や講座を開催するなど生涯学習の推進・充実を図っています。

また、社会教育団体や文化・スポーツ団体への活動場所の提供を行っており、様々なサークルが自主活動を 行っています。

カメリアホールは、文化活動などの発表の場としてご利用いただける施設で、講演会や演奏会などのイベン トを行うことができます。

糸生分館は、宿泊研修所として学校部活動、スポーツ少年団活動、企業研修などのための宿泊研修施設の予 約管理を行っています。

施設名	所在地		電話
越前町生涯学習センター	内郡13-19-3		34-2000
朝日多目的ホール(カメリアホール)	11		"
宮崎分館	江波第50-80-1	宮崎コミュニティセンター内	32-7712
越前分館	道口第1-24-1	越前コミュニティセンター内	37-7712
織田分館	織田第36-1	織田コミュニティセンター内	36-7712
糸生分館	小倉第89-53		34-5001

開館時間(各館共通) 午前8時30分から午後10時まで

休館日(各館共通) 年末年始(12月29日から1月3日まで)

※事前に周知することなく、臨時に閉館することがあります。

■越前町生涯学習センター各館の利用申込

使用する施設、日にち、時間帯によって使用料が異なります。

(補足)冷暖房使用時は、使用料が変わります。

(補足)地区住民の文化協議会加盟団体・体育協会加盟団体、社会福祉などを目的とする団体は免除の対象と なります。

■カメリアホールの利用申込

カメリアホールの利用申込は、越前町生涯学習センターで受付けています。



町立図書館

町立図書館

34-0395

町立図書館

所在地 西田中2丁目210

電話番号 34-0395

開館時間 午前10時~午後6時

本や雑誌を借りたり、DVDなどの視聴覚資料の 視聴ができます。また、図書館ホームページ(http:// lib.town.echizen.fukui.jp/)からも蔵書検索や予 約、リクエストができます。

■利用

本などを借りたり、視聴覚資料を視聴する場合には、「図書館利用カード」が必要です。

利用カードがない人は、身分証明書をご持参のうえ「図書館利用カード申込書」に必要事項を記入して、カウンターまたは事務所窓口までお申し込みください。町内にお住まいの人、または町内に通勤・通学されている人は、どなたでもお申し込みできます。

■貸出

本・雑誌 一人10冊まで、2週間

■貸出の延長

2週間で読むことができなかった場合、一度に限り 2週間延長ができます。(延長した日から2週間)。ただし、予約者がいる場合は、延長ができません。

■返却

受付カウンターへご返却ください。町内の4館で あれば、どこの図書館でも返却ができます。

※図書館が閉まっているときは、外の図書返却ポストをご利用ください。(町立図書館、宮崎分館、織田 分館)

■必要な本が見つからないとき

カウンターまたは事務所窓口にご相談ください。 タッチパネルで探すこともできます。

■予約リクエストサービス

貸出中の本には予約ができます。予約された資料 の用意ができましたらご連絡します。

図書館にない本はリクエストしてください。購入 または他の図書館から借りるなどして、できる限り ご要望にお応えします。

宮崎分館

所 在 地 江波50-80-1

(宮崎コミュニティセンター内)

電話番号 32-7713

開館時間 午前10時~午後6時

越前分館

所 在 地 道□1-24-1

(越前コミュニティセンター内)

電話番号 37-7713

開館時間 午前10時~午後6時

織田分館

住 所 織田153-1-8

(織田文化歴史館内)

電話番号 36-2288

開館時間 午前10時~午後6時

休館日(全館共通)

月曜日(祝日の場合は翌日)、祝日の翌日(ただし、 土曜日、日曜日、祝日はすべて開館)、年末年始、蔵書 点検期間(図書館ごとに異なります)



文化歴史館

織田文化歴史館 **236-2288**

織田文化歴史館

所 在 地 織田153-1-8

電話番号 36-2288

開館時間 午前10時~午後6時

(入館は、午後5時30分まで)

休館 日 月曜日(祝日の場合は翌日)、祝日・振替

休日の翌日、年末年始(12月28日~1月

4日)、展示替期間中

金 【歴史資料館】一般:100円(20人以上の 料 団体は2割引)、中学生以下・70歳以上:無 料(企画展覧会などはその都度定めます)

織田文化歴史館は、歴史資料館(博物館)・文化交 流ホール・図書館との複合施設です。

また、町の文化財関係や歴史資料館に関する事 務・事業を行っています。

■歴史資料館

常設展示では、越前二の宮劔神社、戦国大名 織田 信長、日本六古窯・越前焼など、町の歴史に関する展 示を行なっています。また、企画展覧会(2年に1回程 度)や特別展示(随時)も開催しています。

※展示案内をご希望の場合は、必ず1か月前までにお 電話(☎36-2288)で、お申し込みください。 お申し込みの際は、訪問日、時間、人数をお伝えくだ さい。館の行事の都合などで、案内を承れない日や時 間帯もありますので、あらかじめご了承ください。

■文化交流ホール

30人程度まで収容可能なホールで、講演会など 様々な催し物を行っています。

雨田光平記念館

所 在 地 織田153-1-3

電話番号 36-2666

開館時間 午前10時~午後5時

(入館は、午後4時30分まで)

休館 日 月曜日(祝日の場合は翌日)、祝日・振替 休日の翌日、年末年始(12月28日~1月4

日)、展示替期間中

金 一般:100円(20人以上の団体は2割引)、 料 中学生以下:70歲以上:無料(企画展覧会 などではその都度定めます)

織田文化歴史館の隣にあり、建物の1階が雨田光 平記念館、2階が織田交流館となっています。

雨田光平記念館は、第1展示室では、福井県出身の 芸術家、雨田光平氏の作品や資料を常設展示してい ます。第2展示室では年間をとおして館蔵品による テーマ展示や、特別展示・企画展覧会を開催してい ます。

スポーツ施設

○ スポーツ振興課 **234-8730**

スポーツ施設一覧

施設名	設備	所在地	電話番号	定休日
町営朝日南プール	屋外25mプール	佐々生33-9	34-8730	土·日曜日
町営球技場	野球場(ソフトボール)、サッカー場	上川去11-1-1	34-2229	火曜日、年末年始
町営朝日総合運動場	人工芝ホッケー場、ゲートボール場、 テニスコート	朝日22-35	34-2229	火曜日、年末年始
朝日弓道場	弓道場(近的、遠的)	天宝3-3	34-8730	年末年始
朝日B&G海洋センター	体育館、屋外25mプール	朝日22-35	34-2229	火曜日、年末年始
町営糸生体育館	体育館	小倉88-22	34-5001	年末年始
越前陶芸村スポーツ広場	多目的運動広場、テニスコート	小曾原3-6	32-7712	年末年始
宮崎総合運動場	多目的運動広場	樫津82-1	32-7712	年末年始
町営越前体育館	体育館	梅浦60-1-2	37-7712	年末年始
町営アクティブランド体育館	体育館	厨71-326-1	37-7712	年末年始
町営アクティブランド運動場	多目的運動広場	厨71-326-1	37-7712	年末年始
町営織田勤労者体育館	体育館	下河原37-16-6	36-7712	年末年始
織田中央公園多目的広場	野球場(ソフトボール)	下河原37	36-7712	年末年始
織田中央公園テニスコート	テニスコート	下河原37	36-7712	年末年始
織田中央公園弓道場	弓道場(近的、遠的)	下河原37	36-7712	年末年始
織田中央公園ゲートボール場	ゲートボール場	下河原37	36-7712	年末年始

- ※プールは、夏季期間のみ利用可
- ※定休日の年末年始は12月28日~1月4日

About a digital book

2022年12月末日より公開

越前町 暮らしの便利帳が 番 解 に!!



パソコンやあなたの お手持ちの携帯端末 でご覧になれます!

iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版





「わが街事典」電子書籍の特徴

お手持ちの携帯端末にダウンロードすることで、簡単に持ち 運びでき、お好きなシーンで活用できます。使いやすいイン ターフェイスと電子書籍ならではの拡大・縮小機能で、どこで もどなたでもご利用いただけます。 いつでも 持ち歩ける 利便性 🗸



ダウンロード方法や対応端末など詳しくはこちら ┏┏





健康マップ

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

- 教急・労災指定 ·

内科・消化器内科・外科・肛門外科・整形外科・脳外科・膜科 耳鼻咽喉科・小児科・途尿器科・リハビリテーション科・放射線科

越前町国民健康保険

織田病院

診療時間:月·火·水·木·金 8:30~17:00(日·祝日は休診) 土(午後休診)8:30~12:30

織田 106-44-1

含 36-1000

内科·胃腸内科·小児科

長田内科胃腸科医院

長田敏正

日本消化器病学会認定 消化器病専門医 長田敏正 日本消化器内視鏡学会認定 消化器内視鏡専門医 長田敏正 越前町江波50-76

832-2774 M32-2774

処方せん調剤 医薬品 健康・介護相談

サクラ薬局

越前町織田106-43-2 TEL 0778-36-2282 FAX 0778-36-2283

みえつ

美越鍼灸整骨院

越前町大谷寺 28-14-3

☎0778-34-5759

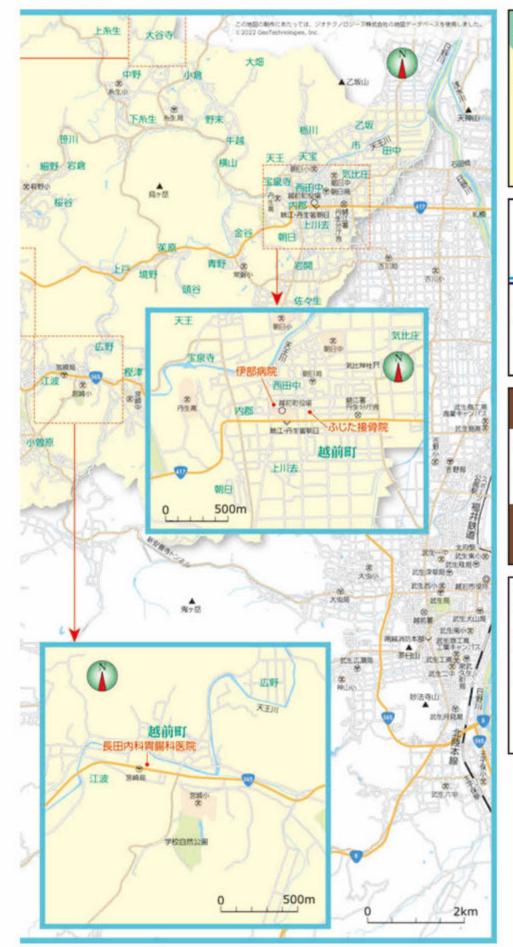
電話受付時間 午前9:00~午後7:30

電話予約の上ご来院ください。











伊部病院

休診日/日·祝·土曜午後

越前町内郡11-1

TEL 34-0220

大橘医院

内科 消化器内科

★診日 日曜日・祝日・木曜午後・土曜午後

TEL.0778**-36-001**5

〒916-0215 丹生郡越前町織田101-20 www.yt-tachibana.jp

ふじた接骨院

完全予約制

14:00~21:00 (※平日受付は18:00まで)

休日

午前中 祝日 予約のない時間

越前町西田中15-8-6

お気軽にお電話ください TEL 070-4076-4765

ふじた接骨院 越前

Sec.

響両林医院

診察時間 午前9:00~12:00 午後1:00~ 6:00	月	火	水	木	金	±
午前9:00~12:00	•	•	•	•	•	
午後1:00~ 6:00	•	\blacktriangle	•	•	\blacktriangle	\square

▲火・金曜日は、午後4:00~6:00 ※休診日:日曜・祝日、土曜日午後

丹生郡越前町新保12-15

☎0778-37-0005





医療機関リスト

かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう

医療機関

市外局番(0778)

名 称	所在地	電話番号	
伊部病院	内郡11-1	34-0220	
藤田医院	西田中16-1	34-0044	
長田内科胃腸科医院	江波50-76	32-2774	
両林医院	新保12-15	37-0005	
国民健康保険織田病院	織田106-44-1	36-1000	
橘医院	織田101-20	36-0015	

歯科医院

名 称	所在地	電話番号	
遠矢歯科医院	内郡19-23-1	34-0202	
山田歯科	気比庄5-7	34-2226	
三好歯科 宮崎分院	樫津1-2	32-3336	
岸デンタルクリニック	厨71-326-1	37-2900	
丹原歯科医院	織田42-75	36-0159	

調剤薬局

名 称	所在地	電話番号	
アルプ薬局 朝日町店	西田中16-12-2	42-5311	
アサヒ薬局	西田中16-3-1	34-0113	
エンゼル調剤薬局 織田店	織田103-57-1	36-1193	
サクラ薬局	織田106-43-2	36-2282	
三協薬局	織田98-21	36-0208 36-2300	
共創未来 織田薬局	織田102-48		
共創未来 越前町薬局	内郡10-34	42-8560	
たいよう薬局	新保12-25	37-1008	





越前町商工会



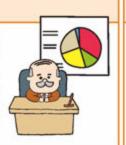
商工会とは

商工会は、地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う団体です。また、国や都道府県の小規模企業施策(経営改善普及事業)の実施機関でもあり、小規模事業者のみなさんを支援するために様々な事業を実施しています。もちろん小規模企業施策だけでなく、様々な中小企業施策も実施しています。商工会は、地域を育むみなさんの経営パートナーとして活躍しています。

商工会 業務案内

I. 経営

商工会では、経営のアドバイス を行っています。売上・生産効 率アップや経営改善のための 経営診断をはじめ、金融・税務・ 労務・法律などの専門的内容に ついて、職員や専門家がご相 談に応じています。



Ⅱ.税務·経理

商工会では、税金の各種控除・青色申告制度や帳簿 のつけ方から決算・申告の仕方のアドバイスを行って います。決算や申告期には税理士が税務相談に応じ ています。

- ▶所得税・贈与税・事業税・住民税の申告は 3月15日まで
- ■個人事業者の消費税・地方消費税の申告は 3月31日まで
- ●商工会にお任せ/コンピュータによる記帳代行 商工会では、コンピュータによる帳簿の記帳代行 を行っています(有料)。

所定の用紙に毎日の取引をご記入のうえ1か月ご とにまとめてご提出いただくと、分析した経営 データを毎月お届けし、申告時期に決算書を作成 します。

Ⅲ. 金融相談

商工会では、経営をより安定・向上させるために、金融や信用保証などに関する相談指導を行っています。事業資金のことなどお気軽にご相談ください。



Ⅳ. 労務

商工会では、従業員の福利厚生のため、労働保険・就業規則作成の お手伝い、各種助成金などのご相談に応じています。

●労働保険(労災保険·雇用保険)

従業員を1人でも雇用する事業主は、業種を問わず、全て労働保険 に加入しなければなりません。労働保険の手続きは、商工会が運営 指導している労働保険事務組合への加入をお勧めします。

●就業規則の作成のお手伝い

就業規則は、常時雇用する従業員が10人以上の場合、作成する義務があり、労働基準監督署に届出なければなりません。雇用トラブルを防ぐため、従業員を1人でも雇用している事業主は作成しましょう。就業規則の内容は、始業及び就業の時刻、休憩時間、休日、休暇、賃金、退職、安全、衛生などに関する事項などです。

V.取引

商工会では、福井県産業支援センターと 連携して、取引先開拓を支援しています。



VI.その他(共済·年金·保険制度)

商工会では、安心で有利な各種共済・年金・保険制度をご用意しています。

▶ 商工貯蓄共済制度 ………… 貯蓄・保障・融資の充実

▶商工会福祉共済制度 ………… 小さい負担で充実した医療保証

▶全国商工会経営者年金制度 …… 事業主と後継者の豊かな未来に

▶小規模企業共済制度 ………… 事業主のための国の退職金制度

▶中小企業倒産防止共済 ……… 取引先がもしもの時に備えて

▶中小企業退職金共済制度 …… 中小企業でも従業員に退職金を

▶特定退職金共済制度 ………… 商工会員企業のための 従業員退職金制度

越前町商工会

■越前町商工会 本所

織田42-54

TEL:36-0800(代) FAX:36-1128

■越前町商工会 朝日支所

西田中8-27-1 TEL:34-2060(代) FAX:34-7008

■越前町商工会 越前支所

梅浦61-6-1 TEL:37-1223(代) FAX:37-1847



愛車の健康法

日常点検や定期点検を習慣づけ、大切なクルマを長持ちさせましょう。 「ちょっと変だ」と早めに異変に気付くことで、多くのトラブルを回避する ことができます。その為のアドバイスを紹介します。





意外と気付きにくいワイパーの交換

雨の日になくてはならないワイパーですが、劣化してくる と拭きムラができたりびびり(拭き

跡)が残り、かえって視界が悪くな ることも。日頃から点検し、できれ ば1年に1度交換しましょう。





エンジンオイルの交換は定期的に

エンジンオイルは次第に汚れ、機能が低下します。交換時 期はエンジンの状態や使用状況によって異なりますが、一般 的に5,000~10,000km経過時(走行距離が少ない場合で も6ヶ月~1年ごと)と言われています。オイルのグレードに よって交換時期が定められているので、状況に合わせ、早め に交換しましょう。



排気ガスで健康チェックを

エンジンをかけたら排気ガスをチェックし ましょう。無色のはずの排気ガスが黒ずんで いるなど、普段と異なる状態を発見したら早 めに整備工場に相談しましょう。





タイヤ点検

タイヤは、唯一路面と接して重い車重を支えている、負担 の大きなパーツです。ドライブに出かける前に、タイヤの寿 命や溝の有無、空気圧などチェックしましょう。



ランプはこまめに点検を

車のランプ類はドライバーが状況を確認する他に、周りに 対して意思表示を伝える役割もあります。

安全に走行するために、日頃か ら故障しているランプが無いか 点検しましょう。





エンジンの点検は耳でもできる

水温計などの計器でエンジンの異常を確認する事は出来 ますが、エンジンから普段と違う音がしないかどうかでも確 認は出来ます。ガラガラ・キューキューというような音がした らすぐに点検しましょう。



燃費チェックで健康診断

普段からガソリンを入れた時には 燃費を調べて、燃費の変化に注意し ましょう。燃費が悪くなったように感 じたら点検しましょう。





株式会社サイネックスによる編集記事ページです。ここは有料広告掲載ページです







民間車検指定工場

越前町平等3-4-1 TEL 0778-36-0206 FAX 0778-36-0672 E-mail uehira.mts@yf.ttn.ne.jp



リフォームの基礎知識



リフォームの進め方とポイント

Step1

具体的な計画をたてる

時期、期間は?予算は?

リフォームの目的から具体的 な計画を立てましょう。

この時点での情報収集も大切 なポイントです。



Step2

事業者を決める〜契約する

- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致 しているか?
- 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か?
- 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出し てもらい検討したか?

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しま

見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わ せの際の資料やメモなど書類に はしっかり目を通し、保管して おきましょう。

Step3 着 工

- 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か?
- 工程表に基づいて進んでいるか?
- 変更・追加などが発生していないか?

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるよう にしましょう。また、不安がある場合は施工業者 の担当者を通じて確認するようにしましょう。

Step4

着工後

- 事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか?
- 今後のメンテナンスや保証先を確認したか?

リフォームの疑問

リフォームの費用はどのくらいかかりますか?

改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリ フォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程か かる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの 6畳間をフローリングに替える場合は十数 万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改 装の場合は、建替えの方が安くなる事も あります。

満足いくリフォームのポイントは?

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事を おすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた 事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容 の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えを お考えの場合は、ショールームなどで実際 に見て触ってみる事も重要です。

信頼のおける業者とは?

2~3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をか わしましょう。
- ●建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しま
- ●経験豊富で実績がある事業者かどうか確 認しましょう。
- ●アフターフォローはどうなのか、必ず確 認しましょう。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです。ここは有料広告掲載ページです



お気軽にご相談ください



株式会社 KiKi

本計-越前町上山中6-5 TEL.0778-36-1070 FAX.0778-62-3926 糖红烷-

鲭江市川去町7-2-7 TEL.0778-62-3916 FAX.0778-62-3926 直します。



屋根・外壁・雨どい直します。

越前町田中 6-32-1 TEL.0778-34-2400 HP www.howa-bankin.com



葬儀とお墓の豆知識

※掲載の記事に関しましては、一般的な様式を掲載 したものであり、各宗教や宗派または地域により 異なる場合がございます。



葬儀について

故人の宗教に 合わせた作法を

日常生活の中で、できるだけ考えたくないことかもし れませんが、どのような人生にも終焉は訪れます。 いざというとき慌てないために、基本的な葬儀や法要 の流れ、会葬のマナーは心得ておきましょう。

弔事の 流れ

臨終から法要まで

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあ り、意味があります。地方によって、また宗教や完派によって名 称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようになります。

遺体を北枕に安置し、喪主、儀式の形式と日取り、葬儀社を決め て依頼し、寺院や知らせるべき人に連絡します。

層夜の準備

枕飾りをして遺体を安置。喪服、遺影の準備と世話役との打ち合 わせ。戒名の依頼や隣近所への挨拶、死亡届の手配も行います。

故人との別れを惜しみ、夜通し香と灯火を絶やさず遺体を守っ たのが本来の通夜ですが、最近では数時間ほどで終わる形式 が多くなりました。通夜が終了した後は、通夜ぶるまいとして親 族や親しい人に食事を振る舞ったり、代わりに折り詰めなどを 渡したりすることもあります。

隱·告別式

通夜の翌日に、死者を弔うのが葬儀で、故人に別れを告げるの が告別式です。読経の後、遺族、親族が焼香し、参列者の焼香へ と移ります。

出棺·火葬

最後の対面の後、別れの花などを行い、遺族の手で霊柩車へ。 会葬者は合掌して見送ります。 ※葬儀・告別式の前に行う場合もあります。

(葬・骨上げ

火葬の前に全員が焼香。火葬終了後は、二人一組になって箸で 遺骨をはさみ骨壺にいれる骨上げを行います。 ※葬儀・告別式の前に行う場合もあります。

持ち帰った遺骨、位牌を祭壇に安置し、僧侶が読経する中、遺族 による焼香が行われます。このとき、本来7日目に行う初七日法要 を、繰り上げてとりおこなう場合が多くなっています。

青進落とし

法要後、お世話になった人に感謝と慰労の気持ちを込めて喪主 が挨拶。遺族が酒と料理でもてなし、故人をしのびます。

初七日に始まり、三十五日、四十九日、百か日と、お経を上げて、 お香で供養します。このとき納骨を行う場合もあります。

年忌法要

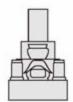
一周忌に始まり、2年目の三回忌、6年目の七回忌、その後十三回 忌、十七回忌、二十三回忌、二十七回忌、三十三回忌、三十七回忌、 五十回忌と法要を続けます。三十三回忌または五十回忌をもっ て、弔い上げ(最終の年忌法要)とする場合が多くなっています。



お墓の形いろいろ

現在、墓地や霊園などで多く見られる形のお墓は、江戸時代の中 頃から広く使われるようになったと言われています。鎌倉時代から 室町時代にかけて多く作られた、五輪塔(ごりんとう)など供養塔型 のお墓も一部で見られます。近年は、背が低く横幅が広い洋型の お墓も増えてきました。また、既成の型にこだわらない自由なデザ インのお墓も見られます。

最も標準的な形のお墓です。竿石(さおいし)の下 に上台石(じょうだいいし)、下台石(げだいいし) を重ねた形が多く見られます。下台石の下に芝台 石(しばだいいし)を置いたり、竿石と上台の間に スリンと呼ばれる石を置く場合もあります。また、 付属品として香炉(こうろ)、水鉢(みずばち)、花 立て(はなたて)、墓誌(ぼし)、卒塔婆立て(そとば たて)なども、必要に応じて設置されます。



和型供養塔

現在の和型墓石が広く普及する以前に多く作ら れた、供養塔の形をしたお墓です。五輪塔(ごり んとう)、多宝塔(たほうとう)、宝篋印塔(ほうきょ ういんとう)、無縫塔(むほうとう)などの種類が あります。



注 型

芝生墓地やガーデニング霊園、西洋風霊園などの 増加とともに、西洋風のお墓も増えてきました。台 石の上に、和型と比べて背が低く、横幅が広い竿 石を置いたお墓で、竿石の前面を斜めに加工した 「オルガン型」や、垂直に加工した「ストレート型」 などがあります。また、芝生墓地などで多く見られ る「プレート型」もあります。



デザイン墓石

伝統的な形にとらわれず、故人の趣味や個性を反 映したオリジナルのデザインを施したお墓を選ぶ 方も増えています。ただし、墓地や霊園によっては 特異なデザインのお墓を建造できない場合があ りますので、事前に確認する必要があります。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

こは有料広告掲載ページです

送りなす日に、「清楚」に心こめて… その日のすべてをお手伝いいたします。

ソートフル越前丹生

丹生郡越前町田中20字35-1



福井市渕4丁目606





〒910-0056 福井市里別所新町801番地 **250776-27-0002**

☎0776-30-6100





国産・外国産墓石工事 ペット用墓石・追加法名彫り

KOMETANI SEKIZAI

米谷 勝治

〒916-0202 福井県丹生郡越前町細野 7-3-1 TEL 0778-36-1504 / FAX 0778-36-1508 https://kometani.sekizai.org

info@kometani-sekizai.org



編集後記

「越前町 暮らしの便利帳」は、越前町にお住まいの皆様方へ、町の行政 情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的とし て発行いたしました。

また、町民の皆様方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として越前町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「越前町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体及び事業者の皆様のご協力 により、行政機関への設置はもとより、越前町の全世帯へ無償配布するこ とができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

- ○「越前町暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和4年10月1日現在 の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される 場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手 続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。
- ○また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

越前町 暮らしの便利帳

令和4年11月発行

発行

越前町/株式会社サイネックス

制作

株式会社サイネックス 〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15 TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 北陸支店 〒918-8114 福井県福井市羽水2-709 TEL.0776-34-6566

※掲載している広告は、令和4年10月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。

無断で複写、転載することはご遠慮ください。



一般・産業廃棄物処理(廃木材リサイクル)





越前町細野75-85-4

TEL 0778-36-0900 FAX 0778-36-2299

